

第六十三回国会 大蔵委員会 議録第七号

昭和四十五年三月三日(火曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 毛利 松平君

理事 上村千一郎君

理事 藤井 勝志君

理事 広瀬 秀吉君

理事 永末 英一君

理事 奥田 敬和君

理事 佐伯 宗義君

理事 田村 元君

理事 地崎宇三郎君

理事 丹羽 久章君

理事 福田 繁芳君

理事 松本 十郎君

理事 吉田 重延君

理事 平林 剛君

理事 美濃 政市君

理事 貝沼 次郎君

理事 竹本 孫一君

出席政府委員

大蔵政務次官 中川 一郎君

大蔵省主税局長 細見 卓君

大蔵省関税局長 上林 英男君

国税庁長官 吉國 二郎君

委員外の出席者

大蔵大臣官房審議官 大島 隆夫君

大蔵省銀行局長 近藤 道生君

大蔵委員会調査室長 坂井 光三君

委員の異動

二月二十八日

辞任

西宮 弘君

補欠選任

堀 昌雄君

第一類第五号

大蔵委員会議録第七号

昭和四十五年三月三日

三月三日

辞任

堀 昌雄君

補欠選任

細谷 治嘉君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

三月三日

辞任

堀 昌雄君

補欠選任

細谷 治嘉君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

三月三日

辞任

堀 昌雄君

補欠選任

細谷 治嘉君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

三月三日

辞任

堀 昌雄君

補欠選任

細谷 治嘉君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

三月三日

辞任

堀 昌雄君

補欠選任

細谷 治嘉君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

三月三日

辞任

堀 昌雄君

補欠選任

細谷 治嘉君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

三月三日

辞任

堀 昌雄君

補欠選任

細谷 治嘉君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

三月三日

辞任

堀 昌雄君

補欠選任

細谷 治嘉君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

辞任

細谷 治嘉君

補欠選任

堀 昌雄君

同日

この件数は、昭和三十八年に国側一部勝訴が十四件、その他、三十九年六件、九件、十六件、十五件、十二件と、実は皆さんの提出資料にはこういうふうになっているわけでありませう。

そこで、ちょっと最初にお伺いをしたいのは、昭和四十三年十月十五日の言い渡しになっておりますところの訴訟事件の判決が一つありますけれども、これを例にいたしますが、判決要旨として、「行政権の発動としての行政行為が行政行為として完全に効力を生ずるがためには、権限ある行政機関の正常な意思決定に基づくものであって、その内容が公益に適合し、行政法上の一連の諸手続を履践したものでなければならぬ。」この後半のほうに、「不作為の違法確認の訴えは、法令上申請権を認められた国民から、処分をすべきことの申請を受けた行政庁が、これに対して、相当の期間内に却下あるいは認容ないし棄却する等何らかの処分をすべき応答義務を履行しない場合に、その違法を確認し、宣言することによって、不作為状態をすみやかに解消し、もって申請人の権利の救済を図ることを目的とするものである。」云々と、こうあるわけですので、実はこの税務訴訟資料を拝見しておりますと、不作為に関する提訴というものが非常に多数の件数にのぼっております。ところが、これをどう理解をしておられるかわかりませんが、これがどういう形で「訴訟事件件数表」にあらわされておられるのかということなんです。これをちょっと最初にお伺いをしたい。

○吉國(二)政府委員 ただいまの不作為に関する訴訟もこの発生件数の中に入っております。そして終結をいたしましたものはその態様に依りて却下、勝訴、一部勝訴、敗訴という中に分類してござりますが、ただいまの事案は却下の件数の中に入っているわけでございます。

○堀委員 そこで、これはなるほど却下という形になっておりますと、われわれただこの資料だけ見てもいいんですが、要するに、訴訟の事案になったものの中で、本来国側が正当なためにこれが却下になった、こういうふうに実は理解をする

わけですか。ところが、内容を読んでみますとどういうことになっているかというと、いずれも不作為時間が一年以上にわたるものがほとんどですね、実際に訴訟案件になっているのは、件数としてもきわめて膨大な件数がありますが、昭和四十三年だけでいいから、不作為件数についての訴訟件数と、それが確定をした——審判だけでいいから、一審においてはこういうふうな形で確定をしたのか。昭和四十三年ができれば四十二年でもよろしい。どこかの年度における不作為に関する訴訟の状態をちょっとお答えいただきたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 この不作為の訴えは昭和四十二年と四十三年に特殊な事案として出てまいりました。昭和四十二年に三百六十四件、四十三年に二百六十件の発生がござります。

○堀委員 それはどういうふうな経過になっておりますか。

○吉國(二)政府委員 そのうち却下されたものが六百六件、取り下げをいたしましたもの十八件というところで終了をいたしております。

○堀委員 その中で訴訟費用を国が負担したのは一体どれだけありますか。

○吉國(二)政府委員 訴訟費用の負担は国側が負担しているものが多いようでありませう。

○堀委員 多いようでありますでは、困る。一体どのくらい——これが問題なんです。却下になつておられるにもかかわらず、国側がなぜ訴訟費用を負担しなければならなかったのか。ここが非常に重要ですから、ちょっとこれをお答えいただきたい。

○吉國(二)政府委員 これがいわば不作為の請求事件でございますから、形式から申しますと、不作為が解消いたしました訴訟の目的がなくなりまうので却下になるわけでありませう。訴訟の目的がなくなる、あるいは、訴訟の目的があったがそれがなくなったことについて国側の遅延というものがあつたならば、それについては訴訟費用は国側で負担すべきであるという考え方で、大部分のも

のがそのような結果になっておるわけでありませう。

○堀委員 ちょっとあとで正確に、このいまの却下六百六件についてのそれを伺いたいたしますが、私はこの資料を調べていて感じたことは、まず、却下になっておるといふので、われわれはこの問題については国の側に瑕疵がなかったのだというふうな判断で実は原資料を見たわけですね。おそろく、裁判記録を見ない限りは、この原資料だけはこのまま見れば、却下というものは国の側には瑕疵がないのだ、これは訴訟した側の問題があつたから裁判の結果却下されたんだ、こう見るのが当然だと私は思うのです。ところが裁判記録をずっと読んでみると、要するに訴訟になってから、審査請求が一年以上にわたつてはつたらかしてあつたものが審査の裁決をしておる。訴訟を起さなければ裁決をしなかつたという事例が、二年間におつて六百六件あつたんだということを実は立証しておるわけですね。そこで、訴訟事件を起してそれで裁決が出ておるから、なるほど訴訟に対する原告側の意思というものはこれで認められたから却下になつたんだけれども、しかしそれにもかかわらず、審査請求が行なわれて一年以上におつてそのままだら回答もせず放置したことについては国側に責任がある、それによって当然訴訟費用は国が払え、こうなつておるのが実はこの却下の件数の中にあるということなら、これを国側一部勝訴とか敗訴とかいうふうな理解で見ると、ならば、ここにはコメントがついていなければ、この分はわれわれは全部国側に瑕疵なしという判断をして実は資料を見てきた。これは資料の提出方法としてはきつめて重大な錯誤をわれわれに与えるおそれがある、私はこう思うのです。

どうですか政務次官、あなた、いま私の言っていることを聞いて、この資料提出、これは要するに国民の権利に関する問題をここで取り扱つておる、そこで異議申し立て、審査請求、訴訟という一連のものをみるときに、結局異議申し立て、審査請求については国と国民との関係であるから、行政当局と国民との関係ということではないけれども一方的なことになっておるけれども、裁判記録については、これは公正なる一種の第三者が行政当局と国民の側に立つて判断をしておることであるから、その判断が国民の側に軍配を上げたのか行政当局に上げたのかについては、やはりその点が明らかにしないと、実はただ単に国側が勝訴、国側が一部敗訴というだけの件数では、われわれの判断を誤る可能性が十分にある、こう思つておるので、今後のこういう取り扱いについては少なくとももう少し配慮あつてしかるべきではないか、こういうふうに私は判断するのですけれども、政務次官、どうですか。

○中川政府委員 堀委員のおっしゃるところ、まことにそのような感じがいたします。ただし、事務的な書き方としては、国が勝つた負けたとばかりに記しているところであり、形の上ではやはり却下になつておるわけですから、書き方としてはこういうこともやむを得ないのではないかと思ひますが、今後の扱い方としては、見方によつてはこれが国が当然勝つたというふうな形の中に入られそれような誤解も受けそうに思ひますので、これらの資料の書き方としてはもう少しこころを配するところはよくふさぎやないか、このように思ひます。

○堀委員 おっしゃつたように、事務的には確かに却下に間違いありません。却下に間違いがないけれども、われわれは形式をここで議論しておるのではなくて、実は問題の背景が何かということを確認することなくしては、せっかく資料を提出されても、この点は私は十分でないという判断をするわけですね。

そこで、ここに私は気がついたので、あわせて資料をひとつお願いしたいわけですね。その資料をお願いしたいのは、私も実は裁判記録をきのう少しひっくり返していただい調べてみたけれども、実にわかりにくいわけだ、この裁判記録そのものが、最初のところに見出しがちゃんとついていませう。見出しがついていなくても、この見出し

の中身を全部読んでみないと、一体これは国側が一部勝訴なのか敗訴なのか全然わからないようになっておる。私は、これは税務署に国税庁が渡すのなら、もうちょっと国税庁として税務署側の読むものが、要するにこういう形でひとつ整理をされた何かの目次がついていて、国側勝訴というものについて見るときはどことを見ればわかるのだ、国側一部敗訴はどこと、却下はどことなっているんだというように一応どこかに一つ一つおつてしかるべきではないか。結局私はきのう一晩かかってこれ二冊おもしろくみな目を通さなければ、こんな膨大な裁判記録が頭に入れないという非効率。私は、行政水準を高めるためには、まずそのくらいの程度の努力があつてしかるべきだと思ふが、国税庁長官、どうですか。

○吉國(二)政府委員 仰せのような問題もあると思ひますが、御承知のとおり、裁判記録というものの中身自体がたいへんむずかしいものでございす。これだけに要約するものもなかなかないへんでございす。これでお読みになるとおわかりにくいながらも、おわかりになると思ひますが、裁判記録を知らんになったらおそろしくどうにもならぬ。この辺までかなり努力をして縮めておりすが、今後ともわかりやすいものにしたいといふ気持ちであります。

○堀委員 私が言っているのは、中身はもうこれでいいのですよ。ただ要するに索引というか、何を引きたいと思つても、これでは全然引けない。だから、そこだけ整理してもらいたいと思ふのです。これはもう簡単なこと、ここまでできておれば、あとは要するに皆さんが——これは国税庁の資料に出ておるわけだ。国税庁統計年報に出ておるし、事務年報にもいろいろ出ておるわけでしょう。そうすると、われわれは統計年報を引くと、一部勝訴なりいろいろあるものがある。そうすると、一部勝訴とは一体何か、一部敗訴というのか一部勝訴というのか、これは何だということとは非常に興味があるけれども、この中でこれを私はきのうの相当かかつて見て、その一部勝訴という

のはどれかというの、この二冊の中ではどうもよくわからない。国側敗訴はわかるけれども、よくわからない。こうなるわけですね。だから私はひとつきょうお願いをしたい資料要求というのは、この国側一部勝訴と国側敗訴について、要するに簡単なコメントでいいから、この事案について、残りのこの部分は勝訴だということ、あるいは国側が敗訴になつておるの、どういふ問題であつたかという点について、ひとつ、わかりやすい資料として当委員会に提出してもらいたいと思ふのです。同時に——いまの取り下げはいいです、これは自発的な意思でしようから取り下げはいいのですが、その次の却下という問題をここに見ますと、昭和四十二年度は却下が十一件と五・四％だったのが、昭和四十三年度でいきなり却下の件数が六百三十二件にふえておる。というのは、いまの実は不作為に対する問題というものが出来たことの原因があるのだらうと思ふのだけれども、そういう問題を含めて、要するに却下というものがどういふ形のものであつたのか。特にその却下の中身には、多少行政上の瑕疵に基づく問題を訴訟をしたことによつてようやう行政上の処理がされた。私はこの問題で非常に重要に感じるのは、この不作為にしておる——訴訟をしておる人たちが実はやっておるわけですね。それ以外のもので、要するに不作為で一年以上経過しておるものが私はあり得るのではないかと思ふわけですね。ひとつ協議団側として、昭和四十二年に行なわれた審査請求の中で、一年以上不作為で放置をされたものは一体何件あるのか、ちよつと答えてもらいたい。

○吉國(二)政府委員 いま数字を申し上げますけれども、御承知のように、この不作為の訴訟というものは非常に特殊な法律解釈が行なわれておるというところは御承知だと思ふのです。御承知のように、審査請求を提出いたしましてから三カ月不作為でと申しますか、審査がない場合には、直ちに

訴訟に移行できるわけでありす。通常の考え方では、三カ月で訴訟を提起すべきというのか、それが可能になる。それが長い間お互いにならみ合つておつた。その結果訴訟が出たというので、非常に異例なものではあると思ふのです。しかも集团的に出ましたので件数が多い。実は一件と同じことであるというところは御承知だと思ひます。

それから、確かにこれは協議団のほうでも、処理したうちで一年以上経過したもの、四十二年で処理件数総体一万一千八百三十三件のうち二千四十七件、一八％もあるのは、はなはだ私も遺憾でございす。しかし、最近において非常に努力をいたしまして、この審査期間を縮めております。ただ、この非常に期間を要したもののの中には、御承知のように審査事件で刑事処分がまだきまらない。で、刑事事件と民事事件は実質は既判力の関係はないわけですが、普通は刑事事件が起きますと民事事件は停止をいたす。そういうことと、その前提となる審査請求も様子を見ておるものが相当ございす。それと一部が、二年度同じ問題が起きて、一年目が訴訟になった、二年目にもまた同じ問題が起きて、それが審査になったという場合に、訴訟の行くえを見定めるといふこともございす。そういう意味で、おきておるものもございすけれども、実際問題として一年経過したものもこれだけあるというところは、私も私どもとしても、ぜひ今後は正をはかりたいと思ひます。審判所がその意味で非常に大きな貢献をしてくれるのじゃないか、かように考えております。

で、これは申し上げましたように、現在はこの処理のうち三割ないし三割の期間というものが、ものによつては主管部との折衝で終わつておるという問題もございすので、今後はその問題が起きなくなるという点から申しまして、短縮が可能になるのではないかと申すことはこの間申し上げたとおりであります。

数、二千四十七件あるわけですが、この二千四十七件の中で、訴訟として問題を提起した一連の問題、税務行政に比較的に問題提起した一連の問題、一連の問題をこの中から除いた場合、その他の不作為案件数というのはいくらありますか。

○吉國(二)政府委員 この不作為の案件が出てまいりましたのは、これが最近において一番顕著な例でございす。ほかの点は私は関知をいたしておりません。これがおそろく全部だと思ひます。

○堀委員 そうすると、私が心配をしておることは、税務行政に詳しい者が関与しておれば不作為で一年——まあ三カ月でできるのだけれども、一年一応おくと、今度は、これを見ておる限りでは、裁判を受けておるわけですが、審査請求に対して、とこが、もしそういう訴訟をしなければならぬ。たしてこれはどうなつておるんだらうかという問題が、実は私としては疑問が出てくるわけですね。そうすると、要するにその一連の団体に關係する人たちが以外に者に対しては、審査請求というものは三カ月くらいでみんない処理がされておるのかどうかという疑問です。実はそこをどうにかを聞きたいわけだ。

私の言いたいことは、要するに、納税者の中にはきわめて税法に詳しく、税理士なり弁護士なりいろいろな關係を通じてやれる人もいますけれども、わかりかしらうでない人もいます。国民の中には、そうすると、税務知識のある者は何らかの方法手段によつて、審査請求がなければ訴訟でやるんだ、こういふけれども、ところが訴訟をやると費用がかかるから、弁護士頼んだりいろいろと費用がかかるから、弁護士頼んだりいろいろと訴訟に訴えない。訴えないことをいいことにしてとやうと悪いけれども、訴えられなければ審査請求ははうておくのだという、不作為のままに残つておるのだという、これは私は国民の権利が重大に侵害されることになる、公平の原則を乱すことになると思ふので、そういう事

例はないのかと実は伺っているわけです。そのところ、たとえ件数は少なくとも重要な意味を含むわけですから、慎重に答弁をしておいてもらいたい。あとで出てきましたなんというところで、私は承知できないからね。その点ははっきりひとつ……。

○吉國(二)政府委員 訴訟として遅延があらわれたというの、いま御指摘のあったとおり、何と申しますか特殊件数だけでございます。ただ、一年以上放置されているものの中には、この件数以上のものが放置されているわけですから、おそれているものがあることも事実でございます。おそらく処理件数のうち、三カ月を経過して後一年以内に処理された件数と申しますものが、件数にいたしまして大体四割ちょっとでございます。そういう意味では審査がややおくれぎみであるということも言えるかと思ひます。今後はその点を大いに正していく可能性はあると思ひます。ただ、私さつき申し上げましたように、御指摘のように三カ月たてば訴訟が起こせるわけでございますから、起こさないというところは、やはり一般の方々には訴訟の手続が困難であるし、金がかかるということからおやりにならない点が多いと思ひます。それだけに審査請求というものをできるだけ迅速に正確にやるといことが今回も特に注目されているゆえんではなからうか、その点は今後の運営といたしまして特に配慮をしていくつもりでございます。

○堀委員 そこで、いまお話を聞いておると、現在の協議団では、三カ月以上一年以内、訴訟できるものが四割強もある。しかし現実の問題として、ただ審査請求をおくれているから訴訟ができるというの、私は特殊な便宜を持っておる人だらうと思うんですね。それ以外の者はやはりなかなか訴訟までいかない。訴訟が出たものは必ず実は審査請求をすぐ裁決しているわけですね。訴訟が出たからすぐ裁決して却下になるような処理を国はしておるということの中に、私はやはり少し割り切れないものがあるのです。まあ、あなたのさ

きの言をかりれば、三カ月以上は訴訟できるのだから早くやってもいいという者は訴訟しないというのじゃ、これはちょっとおかしいでしょう。そう思いませんか、皆さん。それで、訴訟の権利は確かにある。しかし国民に訴訟の権利があったら、片一方おくれいているやつを急ぎたい人は訴訟しないなんというところには私はほならないと思う、この問題の性格は。それは長官があつて答えられたとおりでございましょう。だからそうなる、審査請求の処理というものは何にしろ……それはいろいろな事情があつて遅延するものもあるでしょう。それはやはり例外はあつていいけれども、しかし私はちょっとこの数を聞いていては例外的問題じゃないですね、どうも。一般的権利として審査請求に対して国税庁全体としての熱意が足らぬということじゃないかと私は思う。この実態はどうでしょうか長官、私の言い方がちつとひど過ぎますかどうか。

○吉國(二)政府委員 その面がないとは申せませんので、ほどほどの御発言かと思ひます。

○堀委員 そこで、今度の租税審判所になった場合、これは人数の資料が提出されておりますが、いま早くできる可能性が開かれるというような答弁を長官しておるですね。租税審判所をつくったら、少なくとも審査請求については、三カ月以上は訴訟できるということに現在なっているわけですからね、三カ月以内にやるのだ。訴訟は、この問題についてはまだまことにくだらぬことですかね。訴訟手続をして、出して、その中身がないのだから。ともかく早く審査請求を出せということをお願い、片一方が出したらその訴訟はおしまいになる。おしまいになっただけでなくて、国が負担しているわけですか。一体この裁判費用はどのくらい負担したのですか、この六百六十六件で、六百六十六件による国側が負担した裁判費用の総額をいへん言ってみてください。これは税務行政上たいへんな私は損失だと思ひます。

○吉國(二)政府委員 また、この訴訟費用というのが一般の常識とかけ離れておりまして、御承知

のとおり訴状に張った印紙の代金とかそういう程度のこと、一件当たり数千円程度、これはもう御承知のとおりでございますので、額としてはそう大きくはないと思ひます。

○堀委員 ちょっとその数千円というのはひっかかりますね。一件当たり一体幾らか、これをそこにいる人、だれも知らないのだから。これだけ、六百六十六件も訴訟費用を負担させられておつて、数千円なんというところは、大蔵委員会の答弁としては通らぬ。これは、もうちょっと正確に、三千円台と言ふのなら私は了解するけれども、数千円なんという答弁は私は了解できぬ。

○吉國(二)政府委員 三千円ないし四千円程度のところでございます。

○堀委員 費用の額としてはたいしたものではないやうでありますけれども、結局、その費用そのものも、言うなれば国民の税金によつてまかなわれておるものでありますから、たとえそれが四千円としても、六百件といひますと幾らになりますか。

○吉國(二)政府委員 たいへん算術がまずいのでございしますが、大体二十四万円だと思ひます。

○堀委員 誠意をもつて審査処理が行なわれておれば、国は二十四万円損しなくても済んだ。だから、私は、国税庁としては、これだけ余分の費用を実は国民の負担において支払つたような感じがしてしかたがない。だから、ひとつ不服審判所が法律が通つてきたら、審査請求については原則として……例外はありますから、原則としてひとつ三カ月以内に裁決をするという答弁を、国税庁長官、ここでやつてもらいたい。私は、当然のことだと思ふのだ。それに必要な人員は、必要があれば要求をして、少なくとも国民の権利にこたえるだけの処置をすべきだと思ふので、その点についての答弁をひとつお願いします。

○吉國(二)政府委員 たいへん失礼いたしました。二百四十万と間違えました。一けた間違えました。

○堀委員 もうそれだけ損を過小評価した。

○吉國(二)政府委員 どうも数学に弱いものですから……。あとで速記録を訂正させていただきます。

それから、新しい不服審判所ができましたから、審査請求は原則として三カ月以内にやれという御要望は、私は非常にけっこうなことだと思ふのでございますが、御承知のように、これから発生するものだけを扱うわけではございませんで、従来からのひっかかりが相当残ります。で、私が、早くなるであらうと申し上げました根拠は、四十三年度の審査請求の提出の度合いが、四十二年に比べて、発生件数が七割ちょっとに下がつておるわけですから。それから処理未済件数も大体六八%程度に下がつております。発足までに、協議団としても、この間御指摘がありましたように、優秀な本科生の卒業生を一部併任をいたしまして処理を進めております。そういう意味では、件数はよほど減ります。それと、発生件数が減ってくるという両方合わせますと、おそらく従来の処理件数に対してかなり低減をすると思ひます。それと、もう一つは主管部との協議という問題がございます。それらを考えますと、相当に処理は促進をされるので、将来はそういう方向を原則とするように事務処理をやつていってもらふように、私としては新しい審判所には要望いたしたいと思つております。

従来の処理の平均を申し上げますと、これは総体の平均でございますので、勘がかなり入っておりますが、協議決定までに大体六カ月半ぐらい、それから裁決までが八カ月半というのが大体平均だと思ひます。そこで二カ月間というものが今後には短縮をされます。あと、件数がかりに七割程度に減つてくれば、処理の慎重を期するにいたしましても、この六カ月半が当初の段階で五カ月程度には短縮できるのじゃないか。それを努力していけば、御指摘のような大部分のものは、三カ月以内に処理ができるという態勢に推し進めていくことは可能であらうかと思ひますので、そういう考え方を基礎にして今後の事務運営に当たりたい。

かように考えております。

○堀委員 私は、税金を取るといふことも非常に大事だと思ひます。大事だと思ひけれども、やはり人間がやる税務行政ですから、瑕疵が起ることはこれはやむを得ない。その瑕疵を正すのがその問題なんです。その瑕疵を正すのが、国民の権利を守るためには、今度の不服審判所のほうにかなり人間を持っていいのではないかと。国税庁はいま五万人くらいいますね。五万人の職員の中から、そこにかなり持っていていいのではないかと。そして、少なくともいまのあなたのおっしゃるような方向でいけばいいけれども、実際やっていると、いかにいかに人間をふやしてでも、少なくとも訴訟に至らなければ処理ができません。いかにいかに訴訟を除いて、原則として三ヶ月以内に審査請求の裁決を行なうことこそ、私は、税務行政に対して、末端のほうも、それだけに十分考えて処理ができるようになって、正しい税務行政が行なわれることになるのではないかと、こう思うので、その点はひとつ、あなたの話、わかりますし、これまでの係争のあるものについては、これはいろいろあるから、私は、できてから、出された審査請求についてだけ今後また資料を要求して、もうこうにすればいいけれども、それにしても、少なくともそういう原則については、人間をふやしてでも、原則はひとつ確立をしていきたいという答弁をしてもらわねことには、結果として、努力はしたけれども人がおりませんでできませんというのとは、弁解にならないわけだ。実際の問題として、その点はひとつはつきり、三ヶ月を目途として早急にやる、原則は三ヶ月だ、もしそれができないときには人員をふやしてでもやります、その答弁がなければちょっと私は納得できない。

○吉國(二)政府委員 いま御指摘ございましたように、私も、この四百四十九人という数字でやっていると、現在やっておるものをさらに質的な向上をするという前提をとりまうので、発足としてはこの四百四十九人というのが一

応の限度だという、行政管理庁なり何なりの考え方というものをくつがえすのはなかなかむずかしいですが、実績が出てまいりました場合には、できるだけ実態に即するような定員要求をしていくという心がまえでいきたいと思ひます。ただ、いまの税務職員自体、全体の定員が少ないうのでございまして、御指摘がございましたように、国税庁から削って持つていくというよりも、新しく定員をとるといふほうにひとつ努力をいたしたいと思ひます。

○堀委員 まあそれは、一般行政職の中にもあんまり必要のないものもあるかもしれないから、だから大蔵省全体として考えるということではならぬ私も必ずしも反対ではありません。国税庁だけのワクの中だけで考えるということではないけれども、要するに、そういう一つの行政目的をここの国会として確認をされた以上は、その確認のほうに優先をするのだということではないと国民の権利が守られないと私は思うので、そのことを裏返せば、私は、税務行政についてのあなたのほうの確信をもってふやすことになる、当然行なわれるべきだと思ひるので、特にひとつ要望しておきます。次に、階層別に入る前に、もう一つちょっと問題にしておきたいのは、滞納問題です。実は所得階層別滞納の問題というのが年報で明らかにされております。その中に、滞納になつておるということの理由の中に「不服申立、訴訟中等のもの」というのが、滞納件数として実はあげられております。これはいまの問題に関係があると思ひます。要するに、異議申請中だから、審査請求を出しておるからということと滞納になつておるという場合には、その問題の処理がされればこれは徴収できることになる、こういうことだと思ひますが、この「整理段階階層別滞納状況表」というのについて、「不服申立、訴訟中等のもの」、これは件数としても相当ありますし、ウェイトとしても二二%ですからかなりあるわけですが、これについて報告を少し聞きたい。

○吉國(二)政府委員 不服申し立てがござい

と、御承知のとおり滞納処分をいたしましても、一部には執行停止の方法をとる場合もあります。それから、差し押えをいたしましても強制執行はできないわけですね。そういう意味では、保全措置はとりながらそのまま徴収を差し控えておるといふものが多いわけですから、それは訴訟なり審査請求が解決をして税額が確定すれば、相当程度は徴収ができるはずのものでございまして、

○堀委員 だからこの面から見ても、実はこういうような不服申し立てに対する処理が早く行なわれるということは一、要するに税務執行上もさっきのように裁判費用として損をするだけではなくて、当然取れるべきものが、自分たちの審査なり不服申し立てに対する処理が早くおるとおるためには、それが結果として滞納となつておるといふことは、これは私やはいどう考えても問題があると思ひます。訴訟のほうはしかたがないです。これは裁判所の都合だからしかたがない。あなた方に関係はないけれども、少なくとも「不服申立」この中身はどうなんですか。一つ書いてあるけれども、「不服申立」と「訴訟中」とのやつは、二二%のウェイトの中ではどっちが何%ぐらいになつておるのですか。

○吉國(二)政府委員 異議申し立て中と申しますか、行政段階にあるものに対する不服は十二月末で約百三十億、それから訴訟中のものが約四十億でございまして、この異議申し立て中という整理がまたむずかしいのでございまして、たとえば例の森脇関係は現在刑事裁判、告発しております。それに対して審査請求を提出しております。ですからこれは訴訟中といつてもいいような性質でございまして、形式上は異議申し立て、これが百三十億のうち四十億を占めておりますので、それを切りかえて考えますと、むしろ訴訟中とほぼほとんどというふうになるかと思ひます。

○堀委員 それにしても、異議申し立てによる滞納額というものが相当多額にわたつておるといふことは、これは私はやはり行政上重要な問題だと思ひます。だから、この点は私がさっきから触れておるように、何にしてもあらゆる段階において、いま裁判中のものはしかたがないけれども、そうでないものは行政側の処理でできることなんだから、それをできるだけすみやかにやつて、滞納額を処分していくということは——これはどっちになるかは別です。強制執行ができるのか、あるいは解除をするのかは別としても、その処分を明らかにすることはきわめて重要なファクターだと私は思ひます。その意味から私も私が言っていることは非常に重大だといふ認識を持つてもらいたいと思ひますが、長官、その点どうですか。

○吉國(二)政府委員 これはおっしゃるとおり、係争中のものを差し押えておるといふ影響は、国に対しての影響だけではなくて、一般債権者に対しても非常な影響がございまして、それだけに、たとえば国が不動産を差し押えておると、それに対して一般の強制執行をやつた場合も、その優先権に基づいて交付要求をいたしますと全部の取り分になつてしまふというふうなことで、強制執行もできませんので、そういう意味では、できるだけ早く問題を解決して一般債権者との調整もとらなくちゃいかぬということでは、とにかく早く処理をするということが一番大事であるといふことは、これは言うまでもないことでござい

○堀委員 それに関連をして、私の資料を見てちょっと感じたのですけれども、実は滞納額というものが年間ずいぶん多いですね。皆さん見ていられないから、あなたのほうで全体の滞納額をべん言つてくださ。そして、それと同時に相当大口の滞納額が多いということをお私にこの資料で明らかに感じましたので、ひとつ昭和四十二年度における滞納額の状態、同時に一千万円以上の滞納額の状態を速記にとどめ、委員の皆さまの御参考にしたいと思ひますので、それをひとつと読み上げてくださ。

○吉國(二)政府委員 昭和四十二年度末における総体のを申し上げますと、税額九百四十一億円で

でございます。そのうち局所掌と申します大口のものが、税額にいたしまして約五百九十五億という数字になります。それから署所掌、つまり署で滞納処分を実行いたしますものが約三百四十五億円という数字でございます。それから局所掌分のうち、さらに一千万円以上の分が税額で約三百二十八億あるという数字になっております。

○堀委員 皆さんもお聞きになったらわかったと思うのですが、現在九百億円にのぼる滞納がそのままだってある。国税収入の面から見て、私はこの九百億円というのは大きいと思うのです。全体として見まして非常に大きい。だから、このところはさっきの問題のように——まあ処分の内訳はいろいろ書いてあります。書いてありますけれども、どちらにしても九百億円というのはいへんなものです。いま長官が答えたように、一部はずつとこう差し押えられておるわけですよ。だから国民の側としての問題もあるし、国の側としての問題もある。だからこれについては国税庁としては、どちらにするにしろ滞納処分というものを促進しなければいけないのではないかと、こういう非常に強い感じを私は受けておるのですがね。これは政務次官どう思えますか、政務次官の立場として。どちらの側から見るとしても、九百億円の滞納があるということは私はまことに遺憾なことだと思っております。

○中川政府委員 お説のとおりだと思います。特に異議申し立てあるいは審査請求、まあ裁判まではわれわれの範囲内ではございませんが、われわれの範囲内ではございます。異議の申し立てを早く処分をして、滞納をなくすという努力は当然やっていかねばいけませんし、裁判所もおそらくそういうことも大いに促進されるであろうということでございます。

○吉田(二)政府委員 確かに滞納額が大きいということは言えると思いますが、これは国税庁としては非常な努力をいたしまして圧縮をしてきたわけでございます。年度末滞納は、昭和二十四、五年のころは年間の徴収決定額に對しまして年度末

に残るものが大体一八%程度、それが逐次減つてまいりまして、三十年ころに九%台になり、それから三十五、六年当時に三%台になり、現在二%まで下げてまいりました。この間相当な努力をいたしておるということはお認めいただきたいと思ひますが、これで足りるとは私は思っておりません。十分に努力をいたしたいと思ひます。

○堀委員 パーセンテージは確かに下がっているのです。しかし、おそらく徴収決定金額は相当上がつてきているわけですからね。私は二%になったことはたいへんけっこうだと思ひけれども、税収そのものがどんどん大きくなつておることに、パーセンテージだけでは議論できないんじゃないか。やはり絶対額というものを十分考えていかなければ問題があると思ひます。それは税収に対するパーセンテージとしてのあなたの努力は評価しないというのじゃありません。評価しますよ。評価するけれども、しかしその御意見を離れて、九百億の滞納があるというところは、国民から見ると、納めておるものはばかを見るというところ、要するに私がこの前から言っているように——ともかく去年の予算委員会ですべてことしやらなかつたのは、大蔵委員会でやらなければ詰めた議論ができないと思つてはつた一つに、源泉所得税控除という問題を私は昨年から提起しておるわけですね。源泉所得税を納めておる者は、現実には滞納ということはないわけですよ。ところが九百億円も滞納があるということを国民が知つたならば、何と源泉徴収を受けておる者は差別を受けておるなという感じを受けるのではないと思ひます。こういう、納税意欲を阻害しないようにするためにも、私は滞納の問題は、もちろん努力のあとには評価するけれども、なお一そう努力をして、これがネグジブルな額になることを期待しなければならぬのじゃないかと思ひますが、長官、どうですか、そこは。

○吉田(二)政府委員 もちろん滞納があるという状況を解消するというのが最終の目標でなければならぬと思ひます。大体、さつき申し上げまし

た二十四、五年ごろが千億をこえた滞納額でございます。それが現在は千億近く、あるいは現在千億かもしれない。そういう意味では絶対額はほとんど変わつていない。しかしその間に件数、法人数とか納税者数は非常にふえておりますから、そういう意味では私は、不可避的な滞納と申しますか、ズレによる滞納がある程度は残ると思ひますけれども、さらにこの数字は圧縮可能である。ただ現在、相当数の納税者数の増加に對応いたしまして税務署で配置がえを行ない、できるだけ調査部門に人を回すというふうなことをやっておりますので、徴収部門としては非常な努力をしておりますことは事実でございます。その点も、第一線の評価をしていただくこともお願いしたい、かように思ひます。

○堀委員 とりあへず評価はしますけれども、やはり努力を続けてもらいたい、こう思ひます。実はその件に關して、もう少しこの点について資料を要求しておきたいのですけれども、滞納の中身ですね。一体どういふことによつて滞納をしておるのか、ちよつと国税庁の発表されておるものだけではよくわかりません。たとえばさっきの異議申し立ての中で実は百三十億あります。しかし、その中にはいまの森脇の四十億があります。なんとということになるので、ともかく当委員会に對して、この滞納状況について、もう少しわれわれが、なぜ滞納が起きているのかというところを理解するために、ちよつとあなたがなさつて言つたように、ある程度以上削減できない問題があるというのには、法人税で滞納というのか——これは延納だから滞納じゃないわけですね。これはどういふものがやむを得ないものか私どもよくわからないうしするから、ひとつその点で、滞納に關するもう少し詳しい資料を当委員会に提出してもらいたい。

ですから、私がさつき要求した中では、一部敗訴、国側からいへば一部勝訴と國側の敗訴という問題についての資料、各年別に件数、これは大体どういふ事案であつたのかというコメントをつけ

た資料をひとつお願いしたいことと、あわせていまの滞納状況についての、われわれも読んでなるほどとわかるような資料を、ひとつ国税庁側として当委員会に提出をしてもらいたいという資料要求をしておきまして、最後のいまの階級別区分表の問題に入りたいと思ひます。

私がこの階級別区分の請求をいたしましたのは、一体どういう所得階層に對してどういう取り扱いが行なわれ、その中で全部取り消したものは全部取り消しをされておるといふのは、所得階層別に見るとどういふところが多いのかということを実は知りたかつたわけですね。そこで、大体私の感じたことが統計上にもあらわれてきておるのは、要するに一部取り消したものは全部取り消しというところの取り消し件数については全体の構成比は、大体百万円以下のところが三〇・三%で、構成比としてはここが一番高いわけですね。その次に二百万円以下のところが二九・七%、要するに、合せて全部取り消したものは全部取り消しの約六〇%というのが実は二百万円以下のところで行なわれておる。審査請求の場合においても行なわれておる。だから、そのことは、実は小さなところの所得階層に對してもう少し課税決定がゆるやかであつてもいいのにもかかわらず、やはり少しきびし過ぎたということが、この全部取り消したものは一部取り消しの全体件数に占めるところのウェイトが六〇%になつておることから私はよくわかるのじゃないだろうか。それから所得階層が上へ上へつれて取り消しの比率はどうなつてくるかというところ、今度は一千万円超で見ると、一千万円超の中で取り消した構成比というのは九・二%に下がつてきておる。しかし、今度は横に見れば、一千万円超の中で一部取り消しが五〇%も占めて、全部取り消しは少ないけれども、やはり一部取り消しもかなり多い。こういうふうな資料が出てくるわけですね。これを見ると、まず税務行政上の問題として考えなければいけぬことは、あまり小さなところをこまかくはじくり回すのではなくて、やはりでき

るだけ所得額の多いもののほうにもっと比重をかけて処理をしておく必要があるのじゃないか。ただしその場合でも、一千万円超のほうで見ても一部取り消しが五〇％にもなっていないところを見ると、必ずしもどうも行政段階における処置が自信をもって行なえておられないような感じがする。これは申告所得税の問題でありまずけれども……だから、この問題について国税庁長官はどういうふうにかの資料を見ておるか、ちょっと国税庁長官のほうから、この資料を見たあなたの感じをひとつ聞いておきたい。

○吉國(二)政府委員 審査請求でございすので、これを見ますと、百万円以下が全体の三〇％を占め、二百万円以下が二九・七％、五百万円以下が二一・一％というところは、審査請求を受けている件数の割合は上ほど非常に大きい。したがってそれだけ更正が上のはうに行なわれておるといことは事実でございす。おそろく百万円以下というものは納税者の所得階層で申しまして六〇％を占めておると思ひますから、それが審査の段階では三〇％、逆に千万円以下とか千万円超というものはもう一％程度でございすから、所得階層で申しますと、それが一割ずつぐらい出ているといことは相当上のほうを調べているといことは言えると思ひますが、小さいほうはあまり調べ過ぎではないかという点が御指摘の点だと思ひます。私どもはやはり一方において、小さい所得者というものを無理に調べる気は全くないのでございすけれども、全体の源泉所得税その他との権衡という点で、著しいものがあるいはそういう納税全体の秩序というものを守るために、ある程度はやはりやらざるを得ないといことは言えるかと思ひます。

それから、取り消し割合でございすますが、確かに大きいほうは一部取り消しが多い、そのかわり全部取り消しが少ないというところは、大きいほうになりますと所得内容が非常に複雑でございまして、たくさん争点が出ておる。ごく一部直しましてもこの一部取り消しになるというところは確か

にあると思ひます。法人のほうをこらんにいたしますと、全部取り消し割合というのとは下のほうはど大きい。上の一千万超に比べますと倍以上の割合で全部取り消しをやっております。このことは、審査内容が非常に多様化しておる。このこと一部取り消しはかなりふえておる。金額で調べると実態がもう少しわかるかと思ひますけれども、これはまた私も自身でいろいろ検討したいと思ひますが、大ざっぱに申しまして、大きいほうに非常に争点が多くて、そのために一部取り消しが多くなる。しかし全部取り消しというふうな点の間違ひというのには非常に少ないのじゃないか、こう言えると思ひます。

○堀委員 そこで、今度法人のほうに入りますと、いまあなたがちょっとお触れになったように、全部取り消しというのとは、申告所得税の場合にはまん中ごろのほうがちよっと高くなっているわけですね、一五％とか一四・四％。下と上とは差はあるけれどもあまり変わらない。ところが法人税のほうは、これはもう明らかに下から上へ一直線になっているわけですね。こういうふうな全部取り消しが、法人税のほうでは下が倍以上もあつて、上へ行くほど小さくなり、それから申告所得のときは、百万円以下、二百万円以下が一・四、一〇・六になつて、五百万円以下に行くとい四・四になり、五百万円から一千万円までが一五％になり、一千万円超になると八・九％に下がるといふ、これはなぜか。たまたまそうなつたといふことかもしれないけれども、しかし傾向的に見ると、これはやはり法人のほうが低所得について配慮をしているような気もするのだけれども、ここは一体どうでしょう。あなたもわからぬかしらぬけれども。

○吉國(二)政府委員 おつしやるとおり、的確にはわからないわけにございす。一つ申し上げられることは、青色申告者は直接審査請求ができるわけにございす。ところが、この間申し上げましたように、個人の場合は青色申告でも一割しかその制度を使つておりません。したがひまして、

この審査に出てまいりますものはいわば二審で出てきておるわけですね。ところが法人の場合は青色申告の五〇％があの制度を使つておる。そのためにここに出てまいりますものの中になかなか始審的な審査請求があるのじゃないかと思ひます。それ小さいものは始審的な審査請求の中になかなか誤りもあり得るわけにございまして、それが全部取り消しに倍以上多くなつておる一つの理由じゃないかと思ひます。また年度によつても違ひまして、正確には申し上げかねるのでございす。一つの原因はそこにあるかと思ひます。

○堀委員 私がちよっと急いだから国税庁にたいへん無理をお願いをしたことでお気の毒だと思つておりますが、これからひとつ当委員会の審査を行なうためにも——これは私、審査請求だけ急いだからあれですが、異議申し立てを含めて、これから古いのを拾うのはたいへんでしょうから、今年度からでけこうだから、四十四年度から、異議申し立て、審査請求その他の問題については、こういう形で所得階層別の資料を事前に作成してもらつて、これも今後当委員会として承知しておかなければいかぬ非常に重要部分でありますから、いまあなたのおつしやるようなコメントを少しつけて——これだけじゃ私もわからぬけれども、あなただつておそろくわからぬ。お互いがわからぬ資料を出し合つておるのでは何のために統計資料を出したか意味がないから、それについてコメントがついて、こういうふうになつておるのはいさういふ理由に基づくものであります。要するに資料を読む皆さんのための便宜をはかるだけのコメントをつけた資料を当委員会に今後は提出をしてもらいたいと思ひますが、その点についてはどうでしょう。

○吉國(二)政府委員 審判所ができませんと、審査については相当詳しいものが検討されてでき上ると思ひます。そういう意味じゃ、審査についてはかなり実態的なものを出せると思ひます。異議につきますは先般来申し上げておりますように、資料のとり方をだいたひばずしておりますか

ら、全般的な資料にならないかもしれないかもしれませんが、何らかの検討資料的なものを努力してつくつてみたいと思ひます。その点ひとつしばらくおまかせを願ひたい、かように考えます。

○堀委員 資料をつくるだけが皆さんの仕事でありませんから、できるだけ努力をしていただいても、全数でなくても、あるいはサンプルによつてもけこうですから、要するにわれわれが異議申し立てというものはどういふ形でどういふ階層から行なわれ、それはどういふところに問題があるのだというのを承知できることが、今後当委員会でも税務行政を論議する場合に非常に役に立つ基礎資料になると思ひますので、そういう点を含めてぜひお願いをしたい。

そこで、私はこういう資料請求をしながら国税庁にひとつお願いをしたいことがある。それは、ひとつこれから主として当委員会の委員の皆さんの勉強に資するために、いまのようないろいろのな——私は統計に非常に興味があるから、いろいろなところをひっくり返しながら問題を拾つてくるわけだけれども、皆さんはなかなかさういふふうになりにくいので、そこで当委員会の皆さんの御勉強に役に立つように、国税庁の各種の統計の中で皆さんで検討をしてみても、ぜひ大蔵委員の皆さんにはこういう資料をひとつ提供をして、見ていただいておきたい。もちろん皆さんのほうにちゃんと製本になつたものはあります。しかし、これは専門的な能力がある程度持つていないとちよっと読みこなせないのです。私は大体読めますけれども、しかし、新しく大蔵委員になつた方にこれ読みなさいと言つても読めないです。それから、そういう大蔵委員に出てこられた方に税務行政を統計的に理解をしていただくための参考資料的なものを国税庁でつくつて、それをわれわれに配付するだけではなくて、公刊すれば、かなりいろいろなところでさういふものが売れて、皆さんの税務行政の実態についてわかりやすく理解をされる参考になるのじゃないかと思はれるので、さういふ問題を提起しておきたいのですが、ひとつ

国税庁なり主税局を含めて答弁を求めておきたい。

○吉國(二)政府委員 非常に検討問題だと思ひますが、一面いろいろな秘密資料というものはやはり官庁としてはございますので、いろいろ考えてみる必要があると思ひますし、また年報書をも少しわかりやすくすることを考えてみる必要もあると思ひます。年報書にはかなりいいものも入っておりますが、もう少しコメントを多くするとか、そういうことも考えてみたい。ひとつ検討事項にさせていただきたいと思ひます。

○堀委員 大体以上で審判所に対する私の質問を終わりますけれども、どうかひとつ前回と今回、問題を提起したものについては意のあるところを十分考えてもらって、必ず行政運営上明らかになるようにしてもらいたい。私はまたしばらく当委員会にいますから、いろいろ問題があれば常にやりまされども、また私が来年になって同じことを二度と言わなければならぬようなことのないように、大蔵省関係の諸君はきわめて優秀でありますから、強く要望して私の質問を終わります。

○毛利委員 午後一時再開することとし、暫時休憩いたします。

正午休憩

午後一時三十分再開

○毛利委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、本日就任いたしました近藤銀行局長より発言を求められておりますので、これを許します。近藤道生君。

○近藤説明員 本日付で銀行局長を拝命いたしました近藤道生でございます。こういう時期の就任でございますが、たいへんいろいろ御迷惑をおかけ申し上げると思ひますが、よろしく願ひいたします。

○毛利委員 次に、昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

○美濃政市君

○美濃委員 まず最初にお尋ねしたいことは、この暫定措置法案の中で、私たちは所得税法の改正には問題があると考えておるわけですが、しかしながら、一カ月所得税法の改正をあとにして、これをさき一カ月暫定先議ということになるわけですから、これはどういう趣旨によってこういう提案をしてきたか、まず最初にお伺いしたい。

○細見政府委員 御承知のように、最近の税制改正は大体四月から実施してまいったのが常で、したがって初年度は四分の三の軽減が及ぶということになっておるわけですが、これは選挙その他の事情がありまして提案ができて、四月に給与が支払われる人について、かりに本法改正が成立いたしましたときにその減税の恩恵が及ばないと、年末調整まで及ばないというようなことになりまして、四月分についてこの措置をいたしたわけであります。

○美濃委員 これは提案を予定されておる所得税法改正がきまるときに、遡及規定では何か支障があるのですか。たとえばこの法律は四月一日から実施するという規定でやれないのですか。

○細見政府委員 その後ずっと継続的に雇用関係にある方につきましては、おそろく年末調整なり確定申告なりで処理ができないことはないと思ひますが、四月におきまして、日雇いと言いますと語弊がありますが、日給式の給料で四月で雇用関係が終わってしまった人、あるいは四月までの雇用で外国へ行ってしまふ人という人について、は及ばしうが、理屈の上で絶対ないわけではございませんが、海外から、たとえば確定申告を出すとかいろいろな、技術的に非常に不可能に近い無理なことをお願いしなければ減税の恩恵は及ばない、そういうことで、いわば特殊な方ではございますが、あとで救済のできないような階層が

てまいるということを考えたわけでありまして。

○美濃委員 しかし、雇用関係はそういう状態にあつても、徴収したものは税務署ですから、還付するという方法はあるのです。どうなんですか。

○細見政府委員 還付も、理論の問題としては、納税者から還付の申請があればできると思ひます。しかし、実際上飯場等で転々としておられたような場合には、その支払いの事実あるいは支払の証明をするようないろいろな証書類の添付というところが非常にむずかしい。特に東京等いろいろな飯場におられて郷里へ帰っておられるという方々について、四月にこれこれの支払いがあったというように証憑を集めていただくというところは現実に非常にむずかしいと思ひます。

○美濃委員 しかし、前段に申し上げたように、私どもとしては今回の所得税法の改正は一応重要な法律として、改正そのものは改悪ではないにしても、改正しようとする中身についてかなり問題点を考えておるわけです。ですからこれを先に――大切な本法をあと回しにして、先に一カ月分をきめる、一カ月分だからという。あとの法律の改正する部分は、たとえば関税法の改正は現行で一応一カ月延長しておいて、あとから改正法を出すというのですから、こういうのは現行一カ月延長ですから、すなおにそのままいいと思ひますが、これは重要な改正する部分を一カ月きめる、法律はあとから出す、こういうのです。が、こういう提出のしかたについて、これをきめて、一カ月の既得権を議会として政府側に与えて、本法が出てきたときにこれが悪いあれが悪いという審議のしかたもどうかと思ひますが、どうしてこういう提案になったのですか。そういう提案は、別の面では全然できないということじゃないのだったら、技術的に考えて遡及規定をつけてこれは本法でやるということにいかないのですか、そういう体系に。そういうことを根本的に考えてこれは出してきたのだと思ひますけれども、しかし出し方としては、私どもは審議するに

あたつて非常に矛盾を感じるんです。一カ月きめて、あとからその基本の法律を審議する。審議のしかたとしてあるいは出し方について非常に疑義を持つわけなんです。

○細見政府委員 先ほども申し上げましたように、所得税法そのものの改正がさらに変更になりました場合には、もちろんそれによりまして確定申告なりあるいは調整措置をとっていただくというところで――その場合、おそろく変更というものは、より減税になることはあつてもおそろく増税になるような改正はなさらないと思ひます。そういうことを考えますと、この際、少なくとも政府側が提案しておる程度のメリットは、いま申し上げましたように、継続的でない雇用関係とかいう方々あるいは特殊の事情で外国へ行かなければならぬという方々、つまり、あとからそれをさかのぼって直すことが非常に気の毒あるいは非常に困難な方々について、少なくとも政府提案程度のメリットは及ぼしておいたらどうか、そういう意味でございますので、この法案を出しますことが、このあとの所得税法の御審議を何ら拘束することなく、政府案といたしましては、つまり四月にさかのぼって同じことをいたしたいということだけを申し上げておるわけでありまして、所得税法の御審議はそれ自体として御審議願ひ、それに対して政府側として差し出がましい拘束のようなことは何ら考えておるわけではございません。

○美濃委員 それは提案者のほうの政府側としてはそういうふうに見えるだろうけれども、私どもとしては、そうすなおに額面どおり、一たんきめておいて額面どおりの考え方立つことについて、これは非常に矛盾を感じるのです。それからもう一つは、いまお話ありましたように、法案を審議して修正された場合どうなりますか。それは総体は減額修正であつても、中身は増額修正になる。たとえば率の問題がありますね。これはたとえばですよ、率の低率化をはかるよりも、中規模所得者といへども三百万、五百万

となれば、やはり勤勞所得とすれば高額所得ですから、事業所得から見れば低額所得かもしれぬけれども、そういう、ある程度基準生活費を引いても、税金を現行税率で払っても基準生活費よりかなり高い所得になるという人の税率緩和が大切なのか、あくまで人間尊重の立場に立って、課税最低限、生活費に食ひ込んでおる部分を緩和するということが大切なのか、こういうことになっていくと、これが通つてそれを実施しておる、そして、でさがる法律は修正されたとなると、その修正のいかんによつては必ずしも全部が減税になるというわけでもないのですがね。そういう場合に、こういうのをつくらせて実施しておつても同じことが起きるのではないのですか。ですから、そういうことが、なるならぬは別として、想定されるわけですから、どうせ想定されるとなれば、想定の上に立つて法案を考へるといふことになれば、現行法そのものにしておいて、その努力をして還付する方法はあるわけですから。税務署が絶えずあらゆる面で、たとえば予定納税あたりでも、あらかじめ所得が減じたといつてもなかなか承知しませんね。減すれば確定申告で返してやるから前払いせよ、こういうのです。ですから、必ず前払いは、確定申告によつてやるわけですから、還付の方法はやれると思つて。事業主から徴収したものは、徴収するのは税務署なんですから、何も事業主に還付するのではなくて本人に還付するわけです。その点どうですか。

○細見政府委員 私のお説明が悪かつたかもしれませんが、この特例法はあくまでも四月分に支払われる給与だけについての源泉徴収を特例的に軽減しようというわけでありまして、その意味におきましては、あとから還付その他の方法でその減税の恩恵を及ぼすことが困難な人たちのばかりのことを申し上げましたが、一般のサラリーマンも、四月に支払われるものにつきましてはこの新しい軽減税率が適用されることによりまして、あるいは失格になつて税を払わなくてもよくなる人もあるでしょうし、それから少なくとも金利部分は、先に税を払つておつて年末に返してもらつたという意味で金利部分、まあどのくらいになりますか、わずかなものとは思いますが、政策としてはそういう、つまりあとで返すものを先に取つておくのはいいかどうかという判断としては、やはり私どもは減税が少なくともメリットになる人たちに就いてこういうことをするのは、それでそれなりにいいことではないか。また、いま先生のおっしゃる通りに、あとで重くなる人があるではないかとおっしゃれば、これはそのときにやはり重い税で、その年の税制として源泉徴収なりあるいは申告納税なりをしていただくということ、ことしの税制がどうなるということとは関係なしに、一応政府提案のような税制になつたときに、四月には税金をこまめにまけられるということだけをやつて、あとは五月以降については税制全体を御審議願ひ、その過程でどういふ税制を施行するかというのにはまさに国会で御審議願ひのこと、この一カ月だけの給料について、あとに、六月に四月の給料を払うということはない、一年に一回の四月だけを何とかそのときで軽くしておこうというものがこの法律のすべてでございまして、所得税法そのものにつきましては今後の御審議に待つというわけでございます。

○美濃委員 その場合においても、私がさっき言つたように、それではそういうふうに一カ月はこの法律で実施して、あとの法案審議の結果とは切り離して一カ月の措置をこの法律でやる、それはさうだと思つて。しかし、それは必ずしもそのとおりでない。たとえば修正されるときも、全部がさらに減税されるのであればいいです。これは国民に与える意識としても、あるいは率の問題で、率緩和よりも国民生活の実態に当てはまる、あるいは課税最低限のほうより大切だといふような修正が行なわれた場合、これは一カ月というけれども、一カ月やつたよりもまた増税になる場合がある。国民に与える影響です。ね。そういうふうな法律といふものを考へていいのか。あなた方は、政府原案ですからしやにむか

うかと思ひますが、それはそれなりに国民にとつては、その政府が提案を予定しております本来の所得税法の改正と同じものを四月にさかのぼつて均てんさせようとした、その善意と申しますか、意図は、それなりに国民にわかつてもらえるのではなからうかと私も考へております。

○美濃委員 この問題はこれ以上論議してもちよつと平行線をたどると思ひますので、しばらくおきます。あとの質問者もございまして、できれば理事会等でこの出し方について検討してもらいたいと委員長さんにもお願いしておきますが、条件とはいいたしません。

次に、じゃ中身に若干触れてお尋ねしたいと思ひます。

まず、この課税最低限と、同じ政府機関である総理府の統計局が生活費の実態といふのを調査しておりますが、これらの相關関係は課税最低限をきめるときにどういふ——政府機関が生活費の実態調査をやつておるわけですから、ああいふものである大蔵省と、同じ政府機関ですから、どういふ関連でこの課税最低限といふものをきめるときにどこまで、同じ政府機関が相当の金をかけて生計費を調査しておるわけですから、どういふ関連を持たせて検討しておるか、それをお伺ひしたいと思ひます。

○細見政府委員 課税最低限と家計調査におきまして個人消費とどう関連させるかといふのはなかなかむづかしい問題でございまして、かつていへば生活費である個人の消費支出の実態を理論的に分析するといふようなこともいたしまして、まあ大蔵省メニューといふふうなこともやつた時代もございまして、その後課税最低限のほうは非常に大幅に、消費者物価の値上がり、騰貴を考慮いたしまして非常に大幅に引き上げてまいりましたので、いわゆる何と申しますか、文字どおりの最低の生活費といふような意味での生活費といふ問題と課税最低限とを比較するといふのは、若干、もうそういう配慮といふものは要らない段階にま

で課税最低限は引き上げられてきていると思ひますが、しかし一方で、おっしゃる通りに家計調査におきまする消費支出というのが、国民のより向上してまいった欲望を充足させる消費支出であることも事実でございますから、そういうものと私どもが課税最低限を比較いたします場合にどういう関連になっておるかということを見てまいるわけでありまして、その、最近四十年以降の指標だけを見ましても、この課税最低限のほうは、家計調査におきまする個人消費支出との関係はだんだん近接いたしてまいりまして、いわば課税最低限が実質的な生活の改善に役立ち得るような形で引き上げられてきておるといふのを示しておると私は考へております。

○美濃委員　しかし、だんだん接近しておると言ひますけれども、片や、特に昨年あたりのこの物価上昇を見ておきますと、必ずしも私どもは接近してないといふ、こう考へるわけですね。たとえば、これは総理府統計局から資料をいただいたわけですが、四十四年、昨年の年間生計費は大体百十五万ぐらゐに調査されておるわけですね。こまかい数字は省略しますが、大体百十五万。ことしの物価上昇を想定すると、総理府統計局の資料とことしの物価上昇の推定を合すると、四十五年年度の標準世帯基準生計費は百二十万を若干こえるかもしられぬけれども、大体百二十万。百十五万から五万の上昇でとどまるかどうかにも問題があると思ひます。たとえば、今回の予算提案にあつたのいわゆる政府当局が言つておる物価上昇率、最低これに押えたいという基準をかけたも、四・数%ですから、五万以上上がると思ひます。そうすると、今回提案しておるものとは、四十五年度においてまだ大きな格差がある、そう縮まったとは考へないのですね。どうですか。それが四・五%に終わればそれは縮まるかもしれませうが、現実にはなかなか、昨年の実績等を見てもかなりの勢いで上昇していきわけですから、私どもはインフレと云つておられますけれども、インフレ上昇を続けるわけですから、そうすると縮

まったといふことにはなつていない。あるいは現実には、ベースアップと定期昇給で一〇%の給与が改善されれば、人によつては増税になるものがある、こう思ふわけですね。税額では増税になるものがある。減税、減税といふながら、実質減税どころか、具体的な税額で増税になるといふケースが出てくるわけですね。これは全部じゃないです。しかしかなりの対象者に実質税額で増税になるものが出てくる、こういうことが計数上はつきり出てきますがね。ですから、いま答弁のように課税最低限は圧縮されておるんだ、こういうふうには簡単に受けとめられぬと思ひます。どうですか。

○細見政府委員　最初に若干数字の点を申し上げてみますと、私どもの聞いております限りは、消費支出は八十七万円程度というように聞いておりますので、それなりにカバーいたしておると思ひますが、それは別といたしまして、先生に思ひ出していたたきたいのでありますが、ここ二、三年来引き続き毎年課税最低限を十万円程度引き上げてきておるわけですね。これは夫婦三人で百万になりまして一割、百万以下のときでありまして一割を若干上回る形で課税最低限は引き上げられてきておるといふわけですね。ところが消費者物価のほうは、五%を上回る年もありましたが、大体五%前後ですから、その意味で実質的にも少なくとも五%程度は課税最低限もよくなつてきておる。これを係数で申し上げてみますと、かりに昭和三十五年を一〇〇といたしまして、消費者物価は四十五年が政府の経済見通しによりまして一七・一・八、約一七・二ぐらゐにならうかと思ひます。その間、昭和三十五年の、かりに夫婦三人の場合で申し上げまして、課税最低限をやはり同じように一〇〇といたしてみますと、課税最低限のほうは三〇・五・五というようなことで、六割近い改善にならうかと思ひます。同じく夫婦二人でとつてみましても、三十五年を一〇〇といたしまして、四十五年は二九・八・九、約二九・九といふことで、この指数の差といふのは即実質的な課税最

低限の引き上げであつたかと私どもは考へております。

○美濃委員　いまちょっとよく聞き取れなかつたのですが、八十何万という数字をあげられましたか、それは……

○細見政府委員　百十五万とおっしゃつたのは平均実収入のほうで、消費支出のほうは八十七万円程度と推計されておるようによいと思ひます。

○美濃委員　これはとり方じゃないですか。八十万円程度というのは、基準のとり方で、たとえば食費だけをとりとくか、そういうとり方で、住居費から全部入れると百十五万ということ、それからもちろん公租公課も払つておられますから、それから源泉徴収されるすべての諸控除、こういうものを入れると百十五万ということ、それをなくして、除外して八十何万という数字——八十何万といへば、生計費を考へる場合、ぜいたくだといへばこれは別ですから、生活費と生存費とあると私は思ふのです、かろうじて生きていくという最低限でとれば、しかし、ことしの生活保護基準だつて、東京都における生活保護基準というのは、昨年度で五十三万八千円ですか、ことしは物価値上がりで生活保護基準が引き上がるでしょう。予算も上がつておられますから、生活保護でも六十万ぐらゐでしよう。八十何万が生計費なんだといふもの

の考へ方、これはどうかと思ひます。これは食費とか、分類をした中であらういふことだらうけれども、住居費、家賃から全部総体の計数をひくるとめたものが八十何万で標準世帯が生活できるなどという、そういうことにはなつていない。○細見政府委員　私が申し上げておる数字も、やはり家計調査におきまする個人消費支出でありまして、年度が若干古いので、その後の支出額の増加もありましようと思ひますから、そういう意味で八十何万というものが個人の消費支出でいふのもあるといふことは言えないかと思ひます。いずれにいたしましても、個人消費支出でありまますから、あらゆる支出額をカバーしておるといふことにはなつておられます。

○美濃委員　まあひとつ今後、いまお話しのように古い資料だから信憑性に欠けるようなお話ですが、そんな信憑性に欠ける——これは物価の変動がなければ一年や二年前の資料でもいいですけれども、これだけ物価が変動しておる時期に古い資料をもつて信憑性に欠けるような答弁は、ひとつ今後は十分注意してもらいたいと思ひます。大切な時間でやつておるわけですから、信憑性にいささか欠けますけれども言つたつて、そんなものを材料に大切な——あなた主税局長さんですから、あなたが計算機を回してこういう法案の原案をつくるわけですから、そんな古い信憑性に欠けた資料で計算機を回してもらつちや困る。これは御注意申し上げておきます。

したがいまして、あといろいろの問題は、所得税法の改正の本法の提案のときにいろいろしたいと思ひますが、本日は次に、関税定率法の考へ方、外国経済との均衡の考へ方について、法律事項等につきましましてはいずれ法案が提出されたときにします。具体的な対象品目とかやり方についてはそのときにしますが、これも考へ方についてお尋ねをしておきたいと思ひます。まずこの文章を見てみますと、ちよつと私が見ておつておもしろいことが書いてあると思ふので、すね。これは必ずしも中国だけをさすのでなくて、いろいろの現在これからの貿易、国際市場の中でいろいろの問題で実質的にあらわれた現象と中身との違つた問題がたゞあるわけですね。たとえば外国から入る農産物が安いといつたつて、膨大な輸出奨励金を出したり、あるいはそれそれの国の農安法で、たとえばわが日本であれば、ことしもまた五千トンくらい送つたようですが、韓国に対する米の放出なんかといふものは、あれは国民に政府が売り渡しておるものとは全然質的に違ふ。ああやつて積んでおいて倉敷金利をかけるよりも、教だけでも減らせば倉敷金利でも助かるなどといつてああいうことになるわけですから、そういう問題、いろいろあるわけですね。したがつて、これから、関税なりあるいは課徴金なりという制

度でそういうものもあるわけですから、これは農産物だけに限らず、あらゆる国内産業と、そういう国際経済から自由化の中で出てくる、派生する問題は、これはある程度承知せなければ国内産業は守れないということは当然だと思ふ。

そういう中で、ここに中国との関係で、時間の関係で長いことは読みませんが、三百五十一品目のうちおおよそのものは国定税率を協定税率に合せて引き下げる。しかし三十品目、万年筆、生糸等三十品目があるが、これは中国の競争力が特に強いと考えられる品目であるとされておると書いてあるわけですが、これは大蔵省側は、これらの品目がどういふ理由で、どういふわけで中国の競争力が強いのか具体的に承知してお書きになったことなのか、客観的にわからぬけれども、こう書いておけといふ書いておいたのか、どういふことなんだ。

○上林政府委員 中国からの輸入につきまする関税につきましては、御存じのように国会の附帯決議もございまして、国内産業に支障のない限り協定税率を適用し、要するに関税率の低減をはかる、こういう方針で私どもは大体四十一、二、三、輸入実績のありますものの九十数%に及びます、ほとんど大部分に及びますものにつきまして最低税率を適用いたしておるわけでございます。ただ、ただいま御指摘がありましたような万年筆その他のものにつきましては、国内産業との競合上問題があると考へまして、国定税率を適用しているわけでございます。いま、何でそういうものを考へるか、こういうことでございするけれども、もちろん中共の万年筆の生産コストその他が幾らであるかというものは、私も率直に申し上げまして存じておりませんけれども、はっきりいたしておりますことは、輸入をいたします価格、CIF価格というものがわかつております。これはいままでの実績によりまして、一本平均いたしますと五十セント以下、百八十円以下のような非常に安いものでございます。万年筆につきましては、御存じのように日本の国内におきまして

は三社、大きなメーカーがございますけれども、その他の大部分のものは中小企業のメーカーでございまして、いま申し上げましたような安い価格の万年筆が入つてまいりますと、これらの中小企業であります国産品メーカーに相当の打撃を与え、そういうふうな考へまして、これをいま申しましたような国定税率をそのまま適用しておる、こういうことでございします。

○美濃委員 私の質問の趣旨は、安いことは私も承知しておるわけですが、しからば、たとえば万年筆においては、中国のこういう軽工業はすでに日本水準を抜いたために安いとお考へになつておるか。競争力が強いと書いてある。どういふふうにお考へになつておるか。その競争力とは何をいつておるか。物の競争力なのか、通貨の競争力なのか。何をさして競争力が強いとお書きになつたか、それを聞いておるわけです。

○上林政府委員 いま申しましたような競争力を比較いたしますのはいろいろあると思ひますけれども、率直に申しまして、いま問題になつております万年筆につきましては、先ほど御答弁いたしましたように、輸入価格自体が国産品と比べまして非常に低くございします。これが入つてまいりますと国内産業に影響がある、そういうふうな観点から、これは国定税率を適用したということでございます。

○美濃委員 何のために、どういふことが原因で輸入価格が安いのか、これをお尋ねいたします。コストの問題なのか。ただ安いだけではだめです。何が原因で輸入価格がそういうふうになつておるのか。

○上林政府委員 中共の産業の実態は、率直に申し上げまして、不明でございします。しかしながら、わが国に輸入されております中共産品の中には、ほかの国から輸入されているものに比べまして輸入価格がきわめて低いというものもございします。いま申しました万年筆はその例でございします。輸入価格が低く入つてまいりますと、やはり国内産業に与へます影響も大きいわけでございます。

して、そういうふうな観点で、国会の御趣旨も国内産業に影響のないものにつきましてはできるだけ下げよう、私もそういうような御方針に沿ひまして、こういうようなことをできるだけ——もちろん一方におきまして国内産業の合理化を進め、日本の国際競争力につきましても国際競争力をもんだんつけていくということが大切であらうと思つておりますけれども、そういうものに依りまして適宜な措置を講じてまいりたい、こういうことでございします。

○美濃委員 しかし、政府間貿易をやらないで、全然貿易という事柄も起きないで不明という話ならわかる。少なくとも使節団を出して、いままた政府間貿易の交渉中でしよう。不明という表現——それは、向こうへ行つてみればどこも見せないといふことはやっておりますから、不明という表現そのものが——まあこれは中国に限らず、おそらくこれからのいろいろの問題を審議していくと、不明などというものの考へ方があるのではないかと。たとえば、どこその国の余剰農産物のほうはどうなんだという、それは不明です。あるいはどこその工業製品はこういうふうになく入つてくる、これは何が原因なんだ、不明です、こういう能力で、やはり日本の経済が、あるいはこれからさらに激しくなつてくる国際競争に、何が原因でそういうふうになつておるのかといふことを知らないで、不明でありますといふ中で、いま答弁にあつたように合理化をするとか——必要があれば、私は若干の時間、安い原因を申し上げてもいいのです。私のほうから、あなたが知らないければ申し上げます。合理化とか、そういうものに關係ないといふことです。今日、中国の工業製品の中で、日本の工業よりも質的にすぐれているものがあつたらお目にかかります。全部高いんです。六十日、私は中国の経済をこの目で見てきたわけですが、安いものは何もなかったですよ。全部高いです。高い中からなぜ安いものが入ってくるか。まあ、一つのダンピングとも言えるかと思ひますけれども、そういうものを対象に

ま話しておつた。不明であります、これからやはり日本の万年筆企業も合理化すれば追いつけるかもしれない、そういう意識で国内産業を見ておつてどうなるんですか。これから国際競争が激しくなつたら、あなたの方のような意識で国内産業を見ておつたら、国内産業を全部つぶしてしまひますよ。それで、一番あなたに権力持つておるんだから、通産省よりも農林省よりも。とにかくそういうことになつたら、あなた方は聞かぬのだからね。それらの役所は、たとえば、こういう関係になつてくると、私どもの見るところでは、大蔵省農政局くらいだと見ておるんですよ。農林省じゃないんです。あなたの方が絶対の支配権力を持つて振り回しておるんだ。私どもは、もう価格問題やこういう関税問題になつてきたら、大蔵省農政局で、農林省とは考へていない。その振り回す権力者が、知りませんといふ意識でものを判断しているといふことは、これは重大な問題だと思つておるんですか。

○上林政府委員 おしかりを受けまして、なお一そう勉強をいたしますが、率直に申し上げまして、いろいろな産品につきましての国際競争力、あるいは、関税率をどの程度に設定をいたすか、こういう問題につきまして、できるだけ外国の産業の実態を調査するといふことは必要でございしますけれども、もちろん、それには、おのずから限界があるわけでございます。したがひまして、また、関税率の設定のしかたにつきまして、これは内外価格差というものを基本に関税率の設定をいたしてまいらるものでございします。どの国の場合におきましても、通常の程度の価格で輸入品が入つてくるかといふことは、きわめて簡単明瞭にわかるわけでありまして、そういうものを参考にいたしまして関税率を盛るわけでございます。したがつて、基本的に一番問題になりましますのは、いま申しました、どの程度の価格で入ってくるか、いわゆる内外価格差がどの程度あるかといふことを一番の問題点——もちろんそれだけではございしません。ほかの国の産業がどうであるかといふこ

ともできるだけ勉強をいたすべきだとは思いますが、けれども、基本的な観点は、いま申しました内外価格差というものがどの程度あるか、それに応じて関税率をどの程度盛ったらよろしいか、そういうことを検討いたすのでございます。そういうふうな観点から、万年筆につきましては、やはり協定税率より国定税率のほうが適当であらう、こういう考え方に立つたわけでございます。

なお、御指摘の点につきましては、もちろん外交関係がございまして十分調査はできませんけれども、関係業界等を通じて、できるだけ努力をいたしたいと思ひます。

○美濃委員 その、海外事情の把握に限界があるというお考え、これはどういふことですか。把握力の限界というものは、何をさしてそう言われるのか。大蔵省だけの限界なのか、政府全体の、各省庁通じての限界なのか。

○上林政府委員 率直に申し上げますと、こういう商品につきましては、一体、内外価格差がどの程度あるかと申しますことにつきまして、各国におきまして企業の生産費コストその他、そういうものまで全部当たらなければならぬわけでございします。これは、日本の産業自体につきましても、実態的にコストがどのくらいかということ、は、なかなかむずかしい問題ではございします。しかし、いろいろな資料から私も推定もいたしますが、外国の企業になりますと、そういう資料を得ることが、日本の国内産業の企業よりもさらにむずかしい場合が多いとございします。もちろん、その場合におきましても、私も、たとえば在外公館を通ずるなりあるいはジェットロを通ずるなり、それから外国で発行されております本などをいろいろ参考にいたしましてそういうものは勉強いたしております。しかし、これは、関税率を盛りますときには相当詳細なといひますか、コスト計算などをいたさなければならぬ場合も多いわけでございします。それにこれとえられるような資料が得られるというものは、国内の場合に比較して非常にむずかしい場合が多いということを申し上げ

たつものでございします。

○美濃委員 私の聞いたのはその把握ですよ。あくまでがらばって、大蔵省は大蔵省独自の把握をしなければならぬのか。たとえばそういう問題について、大蔵省はどちらかというと財政機関ですから、把握力が進んでおる、たとえば工業製品であれば通産省、あるいは農産物だったら農林省、それぞれ先方では把握しておる。同じ国の機関の省庁ですから、それから持ち込んだ話をもっとすなおに大蔵省は受けとめようという考えなのか。これは誤解かもしれないけれども、私も見ておると、それがすなおでないですね。たとえば農産物の支持価格なんか、あとから出てきますが、でん粉の価格なんかきめるとき、農林省が持ち込んだものに対して大蔵省はすなおでないわけだ。とにかく、何といたって、夜の何時まで、あの自民党本部で与党の連中が大蔵省と折衝だと言つてやつてゐる。農林省の言うことをあんならば聞かないわけだから、あんな場面が展開するということは、省庁内で信用しないからあんな場面が出てくるんだと思ふのです。すると、把握というものは、あくまで大蔵省自身で、財政を担当しながら、海外の経済事情を自分の目で見て把握しなければ、知らぬことでも、いかげんに思ひ込んだことで、おれはこう考へるんだから、おまえの言うことはだめだと言つて押し切つてしまふのですか。その把握のしかたがあると思ふのです。全体に検討している機関があるんだから、それは同じ国の機関で省庁なんだから、一がいにそれを否定しないで、その把握をもう少し活用したらどうですか。あくまで大蔵省は、それはみずから把握しなければ承知できないのか。どういふ考え方で行政を進められてゐるのか。

○上林政府委員 私、答弁が足りませんで誤解なさつたかと思ひますが、私も、いろいろな資料を得るにつぎましては、大蔵省だけでできるとは思つておりません。先ほど、外国の資料につきましては、在外公館なりジェットロなり、いろいろな

ところにお願ひすると申しましたが、関税率を設定いたします場合には、通産物資でありますと通産省、農林物資でありますと農林省と十分協議をいたしまして、むしろ通産、農林からの、こういうふうにしてほしいという御要望に應じて、それそれ御相談をいたして設定をいたしておるわけでございます。予算関係につきましては、御指摘のようないろいろなあれがあるかと思ひますけれども、関税率の改正につきましては、各省庁ともいろいろ円滑に、またお互いによく議論をいたしましてしごく円滑に実施されておる、かつ農林省、通産省の意見につきましても十分伺つておる、私はそういうふう感じております。

○美濃委員 これはどうですか、私の言つてゐることは違ひますか。きょうは主計局長が来ていないが、どうですか。私は現実を見ておるのです。私の見方が違ふというなら違ふと言つてくれませんか。それはやはり今後調整してもらわねと、重要問題だと思ふのです。把握力が足りないと、わかりませんではだめなんです。これから国際経済がますます競争場裏に入つていくわけですから、この問題の把握のしかたの姿勢というのは、これはちょっと政務次官に聞きます。どうです、政治的に。把握のしかたをきちつとしておいてもらわないと、いま言つたように、知りませんではだめです。教えてくれと言ふなら、私、言いますよ。何で万年筆が安い。万年筆は、私は、ここに書いてあるから、一つの例として言つておるのです。万年筆だけのことを言つておるのです。全体をさして言つておるのです。だから、わかりませんというくらい能力で、いばるだけいばられたのは困るのです。これは権力だけ行使されて、中身を聞いてみたら知りませんという、これではどうもならぬです。

○中川政府委員 中共の事情については行き来する数も少ないわけですし、把握のしかたは、しにくいことは当然であらう。しかしながら、だからといって把握しないいいわけでは決してございしませんで、通産省あるいは農林省等から十分聞き、またただいま美濃先生から中共について、ずっと回つた結果貴重な御意見も拝聴いたしました。大いに参考になったわけでありまして。これから把握については最善を尽くして、各省はもろんのこと、旅行された方々、特に中共については少ない数の人でありますから、特にそういう方々から把握につとめて誤りなきを期してまいりたい、このように思ふわけでありまして。

○美濃委員 把握のしかたですよ。中国の問題は、ここに書いてあるから例として言つておるのだ。決して万年筆だけ、中国だけを私はさして言つておるわけではないのです。国際経済全体をさして言つておるのです。だから把握のしかたについて、あくまで大蔵省が了解するまで、みずからが了解するまで把握しなければ、各省庁の把握力をもつて持ち込んだ政策をかなり拒否しておるわけですから、それを言つておるわけでありまして。今後は拒否しないのか。各省庁の把握力もつて持ち込んだものは、わからぬのです。それから、わからぬものが拒否したのでは、これは非常に問題があると思ふのです。把握力が足りません、わからぬと申すのは、わからぬ能力で各省庁の持ち込んだものが拒否されていくのは、これは重大な国政上の問題だ。ですから、把握力は把握しなければならぬといふんです。財政担当ですから、ゼロでもいいと思ふのです。ゼロである場合には、各省庁が政策として持ち込んだきたものには、大蔵側は正しい把握とみなして評価するのだ、こういう姿勢でいくのかどうかというのを聞いておるのです。

○中川政府委員 決してそんなことではない。大蔵省は、通産省や農林省がせつかく把握してきたものを、大蔵省の目で見て確かめなければならぬ。正しいものだとしたら返すというふうなことはあつてはならない。答弁の何かの行き違ひでそういう誤解をされたのではない。いままでもありませんし、これからもそういうことはない。ただ美濃先生も——私も実は大蔵省に入る前には、

大蔵省というところは権力の非常に強いところだ
という意識を持っておった一人でありますが、案
外入ってみまうとそうではないところもございま
すので、とりこになったわけではありませんが、こ
れからもひとつ接触をさせていただいて、よくない
点は御指摘をいただき、御指導をいただいて、よ
りよい行政をしていくように御協力をいただき、
またわれわれも、大蔵省当局もそういった反省も
してまいらなければならない、このように思うわ
けでございます。

○美濃委員 せっかくのついでですから、皆さん
方の能力だけを批判しても——さつきから万年筆
の状態をちょっと申し上げたのでありますが、中
国はもう昭和二十五年から通貨変動は一%もして
おりませんから、中国と日本との通貨の為替レ
ートは、いま行くところドルが二十四円です。中国
で二十四円で交換されます。平均賃金は中国円で
七十円。これを三百六十円為替レートに換算する
と一万五千円です。高校卒初任給は六千八百円
です。ですから、そういうものの見方で、たとえ
百八十円という万年筆もありまうけれども、中国
の一番いい万年筆は「英雄」です。「英雄」とい
う万年筆になると、大体アメヤ横丁で四百五十
くらいいで売っております。これはかなりいい万年
筆です。これはなぜ四百五十円入るかという
と、今度も政府間貿易で行っておりますけれど
も、中国側の輸出会社でいろいろ話をしますと、
日本の円は価値がないから、大宗をなすものに
いて為替レート換算は、概算、中国円一円に對
して日本円百五十円です。ところが三百倍、もの
よって四百倍で中国円は換算をし直して、そ
れは為替レート上は横へよけておいて、日本から
入る商品が高いから、それに価格補正をするわ
けです。日本の商品が入った場合そういうことを
やっております。ところが万年筆だとか網な
んかというものは奢侈品ですからあまり重要でな
くて、糸類だと綿ですから、中国は綿類は六百五
十万トンの生産です。綿は輸出農産物としての本
命なんです。そういうものは別として、どうでも

いいような——しかも中国のいまの給与は、先
ど生活給という話があったけれども、私どもの見
たところでは生存給です。生活を楽しむだけの所
得水準にはなっておりません。生存給でありま
うから、たとえば四百五十円の「英雄」の万年筆
を、一ドル三十セントの万年筆を買うには、いま
の平均賃金で一日半の賃金所得に該当するわけ
です。日本でいうならいまの賃金で優に二千七百
円でしょう。二千七百円から三千円に該当するわ
けです、数とすれば、あの「英雄」の万年筆の質で
日本に持つてきて二千七百円、三千円といつても
売れません。したがって、中国をずっと歩いてみ
て、高校生は万年筆を使っております。全部鉛
筆です。一日半の賃金を生存給の中からさいて万
年筆を子供に買っただけの経済的余裕はまだないの
です。ですから、つくったものは非常にストック
するわけですね。つくったものがどこにも売れよう
がないから政府間貿易に入れて、しょうがない、
ストリートで出してしまえ、それで日本へ入って
くるわけですね。そういうものによつて、あな
た方がいま言っておたように、日本の万年筆の
企業も體質改善をやられて、中国のほうの水準が
強いのだ、経営の合理化や體質改善で将来解決し
ていくのだという性格のものじゃないということ
です。高いです。あの万年筆は生活の実態から当
てはめてみると、日本のパイロットなんかよりか
なり高いのです。一番高いのは砂糖であります。
砂糖は為替レート換算でキロ百五十円です、白糖
となります。そういうふうなものすごく高いも
のがあります。これを日本の生活の実態に当ては
めたら、キロ四百円ということになります。日本
の通貨に、現在の膨張した経済レベルに合致す
と、日本の賃金均衡で向こうの砂糖を計算する
と、一キロ四百円という砂糖になるわけです。私
どもの見たところでは一番砂糖が高かったです。で
す。私の申し上げておるのは、安いものが何も
なかったということです。あなた方の言うよう
に、競争力が強いのだ。中国の工業製品で、日本
の経済、賃金と均衡をとった中で安いものは何

か。六十日歩いてみて、全部高かったということ
です。それが安いという現象で入ってくる。これ
は何かという、やっぱりインフレです。日本も
二十五年の通貨水準で来たところいう矛盾はない
です。三百六十円為替レートの中で、昭和二十
五年の経済ベースの日本の円に据え置いてきたと
したならば、こういう矛盾は今日起きていないの
です。そこに問題があるわけですね。ところが、片や
経済新聞なんか見ておたら、いささか日本の国
際収支が赤字だということ、円が強いとか、切
り上げるとか切り下げるとか、けしからぬこと
を言っております。それはど日本の円に力があるのか。
そこで、時間が参りましたので、きょうはこの
程度にして、いざ関税定率法の問題も出てきま
すから、そのときまたいろいろその品目について
お尋ねもしたいと思っておりますが、そういう面
をどうするか。

ここで資料をちょっと要請しておきたいと思
います。これは本来からいえば通産省なんですけ
れども、とっていただければとっていただきた
い。農林省からは肥料の資料はとっております。す
肥料部分はつけてくれればよろしいと思いま
すけれども、今日、日本の農産物は高いというけ
れども、そういう関係で、窒素肥料は外国へ行く
と二十ドル安いです。たとえ中国へ一番
多く行っているが、中国だけではありません。東
南アジアへの輸出が二十ドル安いです。今日半値で
ね。国際市場へは硫酸、尿素を国内価格の半値で
売って、それを国内価格に引き寄せて農民にか
けておる。これは全部あるわけですね。最近テレ
ビなんか問題になっております。この関係の資料
を大蔵省で出しているかどうかできるならば、
あらゆる日本の商品のいわゆる独占輸出管理価格
の資料を提出願いたい。これは大蔵省では無理
だ、通産省だと思ひますけれども、しかしあなた
方は通産省だと思ひますけれども、しかしあなた
方も、いま言ったように、こういうことをやらな
ければならぬ。あなた自身にこういうことを覚え
ておいてもらふ必要があると思ひますから、でき

れば、同じ省庁ですから、連絡して、私が商工
員に入ってわざわざその資料を要求に行かなく
も、とってもらえるならとてもありがたい。これ
をお願いいたします。

本日の質問は以上で終わります。

○上林政府委員 ただいま御要求のありました資
料、私どもでできないかも知れませんが、あとで
けつこうでございますが、具体的にもう少し教え
ていただきます、それで通産省と相談をいたし
たいと思ひます。

○毛利委員 次に、国税通則法の一部を改正す
る法律案について質問を続行いたします。春日一
幸君。

○春日委員 私は、憲法と通則法と行政事件訴訟
法との関連について、特に問題点は、国民が基本
的人権としてふだんに保有する訴権、裁判を提
起する権利、それがこの通則法によつて、訴願前
置主義が置かれることによつて基本的人権を大き
く制約することにならないか、この点について最
初に質問をいたしたいと思ひます。

この訴願前置主義なるものは、先回の質問に
よつても大府政府から述べられたところであり
するけれども、行政機関それ自身がその訴願に
よつて反省の機会が与えられ、そこで行政機関
のものが持つ自律作用によつてこれを消化する
という、そういう面からいたしますれば、実質的に
はこれは意義のあることであり、実効も伴うもの
である。この価値は認めるにやぶさかではござ
いません。けれども、憲法によつて定められてお
ります基本的人権といふものは、あらゆる場合に不
可触権とも称すべきものであつて、最高度に尊
重されなければならないことは論を待たざるこ
ろでございます。

そこで伺ひたいことは、行政事件訴訟
法が制定、施行されましたのは昭和三十七年。
これまでは、国民の権利が侵害されたとおぼし
きその被害者は、訴願前置主義が原則としてとられ

ておったと思うのでございます。ところが、行政事件訴訟法が施行されることによりまして、従来裁判においても、その他行政運営の面においても、とかく批判もあり、ために疑惑がかけられておりましたところの訴願前置主義、これが原則として廃止された。そうして、特別の問題については特別法を制定して、前置主義を置くことができる、こう法律が改められておることは御承知のとおりであらうと思つてございす。したがつて、従来の慣行であります訴願前置主義が、この行政事件訴訟法の制定によってこれが廃止をされて、そうして出訴権というものがここに認められた、特別異例の措置として前置主義を特別法によつて設定することができ、こうされておりますこの法意を何と見るか。この点について細見主税局長からその理解のほどをお示し願ひたいと思ひます。

○細見政府委員 権利救済制度全体に流れております基本的な理念は、やはり迅速的確に権利を救済することにあるかと思ひます。そういう観点で税務に関する訴願事案を見てまいりますと、その九十数%は事実関係でありまして、また、その決定をいたします税務官庁は、同種事件を反復的にしかも大量処理しておるというのが実情でございます。したがひまして、万遺憾なきを行政上期しておるといたしまして、事実関係の誤認とかあるいは事実関係の調査不十分というような事態がたびたび起こつてくることもある程度やむを得ない。そういう点から、不服ないし訴願的な要素の非常に多いものにつきましては、ほかの事案につきましても多々訴願前置主義のたてまえをとつておることは、春日先生御承知のとおりでありまして、そういう意味で、国税のようにいわば最も反復的にしかも多数の案件が起こり、しかもその事案が法律の解釈と申すよりは、むしろ事実の誤認あるいは事実の認定の差というようなことでありまして、本来行政庁のほうがより適しておる、あるいは当初その事案についてあつたものが見直すということのほうが、迅速な

処理としてはむしろ望ましいというふうに考えられるような事案であります。租税事案についてはやはり訴願前置主義をとつたほうが、迅速な国民の権利救済になるわけでありまして、そのような原則をとることが適さない緊急特殊な場合には出訴ができるようになっておることは、先生御承知のとおりであります。

○春日委員 細見君は税法についてはエキスパートでございますけれども、国政全般については、言うならば鹿を追う者山を見ず、木を見て森を見ざるの偏狭のきらいなしとはいえないのでございす。

私は昭和三十七年度におけるこの行政事件訴訟法が審議された過程において、かれこれ七、八年も前のことでございすから、その論議の骨子は、いまその記憶はおぼろでございすますが、憲法三十二条の「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」というこの憲法の宣言は、行政権の特権行使というものを——いすれにしても、三十七年の行政事件訴訟法におきまして特別にこの訴願前置主義が廃止されて、そうして訴願前置を認める場合は特別法の制定の場合に限る、この一条が設けられたということ、いま申し上げましたように、この行政権の特権というものを排除するという、そうして国民の基本的な権利を最高度にあと限りこれを保護する、この精神に出てきておるわけでございます。この理論はお認めになるでございすようね。

ただいま細見局長が述べられた租税不服の申し立てに対する大量性あるいは懐疑的性格というもののについては、論者もこれを認めるところであります。けれどもそれは一つの手段である。手段のために大目的というものがぼやかされたり、そこなわれたいすることは、よほどの場合でなければならぬといふことを念頭に置いて、新しい法の制定に取り組まなければならぬと思つた、以上申し上げました点について所見はいかがでありますか。

○細見政府委員 国民の権利救済という立場、たてまえからいたしますれば、何人も出訴の権を奪

われないというのは、これは一番基本的な事柄でございす。したがひまして、このような訴願前置主義をとつておりますものも、その行政の事務手続と申しますか、法律的な事案の処理というたてまえから考えられておることでありまして、先生のおっしゃつておる出訴の権というものを制約するためにあるものであるとは私も考えておりません。

○春日委員 だとすれば、前の第一問に対して答弁された中で、そのような国民の不服申し立てが行政的立場から、そのものの権利救済の立場から、迅速かつ的確に解決される手段として最上のものが前置主義である、ゆえにこのような条文の設定をもくろんでおるのだ、こういうふうに御答弁がありました。だとすれば、事案の中には非常に複雑なものがある、けれども事案の中には非常に簡明なものもあるであらう。すなわち、国民がこの憲法の条章に定められておるその権利を行使するにあつて、本人自體の理解も、あるいはまた客観的に見ても、非常に裁判手続によるほうが解決に適するとおぼしき事案というものは絶無ではないであらう。だとすれば、そのような事案については、すなわち出訴権というものを、前置主義にこだわらずさういふ道を開いていくということ、憲法が定めております基本的な権利を最高度に尊重せなければならぬというこの至上命令に即してそのようにあるべきものであると思つた、所見はいかがでありますか。

すなわち、簡明に的確に解決ができると思われる事案、こういうものは、行政府のその決定が不服である場合は、権利救済の立場から、国は憲法が国民に保障されておる出訴権、これを制約すべきではないと思つた。だから、みそもくもといつては語弊がありますが、大量的である、あるいは懐疑的である、そういうことだから前置主義を置いておるのではあるけれども、しかし、客観的にどう見ても、裁判による手続のほうが解決に即するとおぼしき事案についてはこの限りではない、こういうような形にして、すなわち出訴権と

いうものと、それからこの訴願前置主義というものを当事者の選択にゆだね、特別の条件を具備するものにおいては第一次の出訴の道を開いておくといふことが、私は憲法精神を尊重しながら、なお租税不服に対する国民の権利救済、さらにはまた行政救済、こういうような目的を達し得る最上の方法であると思つた、これについてはいかがでありますか。

○細見政府委員 春日先生の御議論は、私どものような非常に現実的な者の考へておりますものよりもいわば一段高い理想の段階のお話でありまして、御承知のように、アメリカのようにある程度準司法的な考え方を入れ、あるいは出訴権などにつきましてリベラルな考え方をとつております国におきましても、たとえば地方裁判所に出訴するときは税を納めてから出訴できるようにするとか、あるいはさうでないものにつきましては、いわば日本のこれから設置いたします不服審判所のより純化された、より高度化されたものであります。すなわち租税裁判所を設けて処置いたしておるすうに、やはりそれなりにいま春日先生のおっしゃる簡明直截に訴訟のほうが適しておるものものにつきましても、いまは本人の選択というようなお話でありましたが、そのことにつきまして、やはり裁判所としては、それがより適しておるかどうかは判断しなければならぬとかという問題があるわけでありまして、いづれにしても、私どもは、審査請求が出て三カ月たつて何らの決定がないというときには出訴ができるよう、そういう形で出訴権が不当に侵されることがないように配意しつつ、従来の行政のワケ内でやつておりました訴訟を、より第三者的に、より客観的に処理ができる方向で当面解決する。まずそこまで進むのが第一歩ではないかというふうに考へておるわけでありす。

○春日委員 それは私も代議士の視野というものは、諸君から見ればはるかに次元の高いものであるといふことは論をまたないところでありますが、ただ私は、あなたの方の答弁から不愉快に感じ

ますことは、答弁のどきどきまぎれに悪い面だけを事例として持ち出されてくるというこの官僚の根性である。たとえば先日のごときは、大島君は、大陸地域における審判所の機能は増額決定をすることができるとか、いま細見君は、税金を納めてなければ出訴権が付与されないとか、聞きもしないでわけたことを言うてくる。まさに三つ子の魂百までというて、君たちは徴税官吏として育ってきたものだから——いまわれわれが審議しておる法案は救済のための法案ですぞ。聖書の中にもあります。なんじ収税人石もてこれをぶち殺せ、これは聖書の中にもある。そういうような収税人の根性でもってこの法案を作成しようと思うところに、まさしく語るに落ちたというけれど、いかに次元の隔たりが広大無辺であるか、よく御理解が願えると思う。

だから、政務次官、なお各党の理事に申し上げたいことは、私はこの租税紛争というものは大量的である、そして処分、解決というものは、しせんは機能的性格を持つものであるから、したがってこのような前置主義の機能というものを認めるにやぶさかではない。やぶさかではないけれども、ただわれわれが法律論としてこれを論ずる場合、政策論としてこれを論ずる場合は、花よりだんごということがあるが、その逆なんだ。だんごよりも花なんだ。ということば、実益を与えれば、名目はどうなってもいい。実益を与えれば、憲法上の基本的人権の保障というものが若干制約されてもそのほうがいいんだ、こういうようなあり方ではないかのである。すなわち、憲法の条章はあらゆる政策の根拠でなければならぬ、原点でなければならぬ。だとするならば、私の言うのが詭弁を弄しておるのではなくして、三カ月間たつて返答がなければ出訴権が保障されておると言うけれども、三カ月間というその時間、国民の基本的人権が制約をされておるといふことは、これは憲法の精神、わけて三十二条に厳然として保障されておる基本的人権、これを三カ月間制約するといふ、そういう問題については、問題の焦

点、その内容が客観的にきわめて簡明である。ということは、本人の申し立てに基づいて審判所長が特に出訴を認めた場合においてはとか、ほかの条件をさまざま付しても、この出訴権という基本的人権が全面的にここに制約されるというような法の立て方は、何らかそこにはけ口といふことが、そういうようなものを設けていくということ、立法の府として考えなければならぬ肝心な焦点ではないか。この問題については、いづれ理事会において附帯決議その他の御検討があるようでございますから、あわせて御検討をお願い申し上げておきたいと思ひます。

質問を進めます。次は国税審判官の地位に関する問題についてであります。この制度が生かされるかどうかというところは、この審判所を構成する審判官がその職責を自由闊達に、良心に即して自主的にこれを行使できる体制が確立されるかどうかというところにかかると思われるのでございませう。そこで、昨年の大蔵委員会においてございませう。この問題については論議されたところでございませう。この際この審判官の地位ということを中心にしていろいろと考察を加えてみたいと思ひます。

この法律によりますと、この審判官は担当審判官と参加審判官とに分かれて、合議によって一応裁判の案をつくり、所長が裁判に基づいて審判を下す、こういうことになっておるようであります。この審判官はそれぞれその審判の審理にあたり、審判所長の指導監督を受けるものなのか。それとも裁判官のごとくに独立して、そうしてその審理に当たることのできるものであるか、その点はよく理解されておりますか。

○細見政府委員 実際の運用につきましては、国税庁長官から別途御答弁があるかと思ひますが、私もこの法案を御審議願うにあたりまして考えておりますことは、もちろん役人でございますから身分上の監督権といふものはございませう。しかし、個々の事案につきましては、あくまでも審判官が自己の良心と自己の能力をフルに生かして、それぞれの責任において判断し、それがまた合議

ということを生かすゆえんである、かように考えております。したがいまして、個々の事案についていゆる審判の指示のようなものはないものと確信いたしております。

○春日委員 ないものと思ひます。御答弁でありまして、この問題は、この法が成立をいたしまして実際に機関としてその機能を発揮いたしまする段階においてきわめて重要なポイントにならうと思ひます。すなわち、その事案の審理にあたり、その審判官は所長の指導監督を受けざるものか、あるいは指導監督のもとにその審理に携わるものであるのか、この点を国税庁長官吉國君から明確なる御答弁を願ひたいと思ひます。

○吉國(二)政府委員 審判所長は審判所職員に對しまして、一般的な管理権と申しますか監督権は持つておりますし、事務の進行等に対する指導といふことは、一般的な権限として持つてわけでございませう。しかし、個々の事案につきましては、あくまでも合議というものが成立をします。それに基づいて裁判をするのでございまして、事案の合議の中に指揮をする余地はない。指揮をするならば合議は成立をしないわけでございませう。そういう意味では、個別事案については三人の合議は独自の立場で裁判を行なうということでは事務運営してまいる所存でございませう。

○春日委員 そういたしますと、服務規律でありますとか、その他一般的な問題については、これは当然のこととしてしかるべくその面における監督があるであらうしょうが、個々の事案については、あたかも裁判官のそののごとく、その事案についての指揮監督といふものは行なわれざるもの、行なつてはならないもの、こういうぐあいに理解してよろしいですね。

○細見政府委員 ただ、従来の通達の解釈を変えますことにつきましては、これは審判所長に申し出て審判所長が長官に申し出ることになっておりますから、その点に關しては相談と申しますか、審判所長の考え方というものをただして、それに基つて審判所長が長官にまで申し出ることかどうか

かの判断を仰ぐといふことはございませう。

○春日委員 それはちよつとおかしいと思ひます。大体租税法定主義なんだから、法定主義というものはまさしく法律、政令、それまでだ。通達などというものは君たちがかつて八百長でやつておるだけのことで、そんなものは何ら国家的権力ではない。解釈の基準を一応定めたものであつて、君らの独善的の單なる気休め尺度にすぎないものである。そういうような、通達の趣旨を、審判官は国税庁から独立した機関として——独立はしてないけれども、将来は第三者的機関として独立をせしめなければならぬと附帯決議にもあるし、昨年、大臣は、これに向かつて大いに善処をしたといふ共鳴の意思を表明いたしておる。だとすれば、国税庁の通達なんといふものは、審判所にとつては全然拘束力のないものである。だから、通達の趣旨に即さないような裁判を下そうとした場合、一々事前に所長の了解を得なければならぬ。なお所長自体も、その通達の趣旨と相異なる裁判を下そうとする場合は、国税庁長官の同意を得なければならぬといふようなコンストラクションになつておるようでは、けれども、こういうこと自体は実際はいけなない。しばしば本委員会においても論じられたけれども、そもそも通達などといふ国民を實際的には拘束しておるんだとね。裁判なんかでも、この通達というものは法令にかわる權威をもつて作用いたしておる。だから私は、今後国税庁や主税局長が通達を出すときは、少なくとも大蔵委員会にはかる必要があると思ひます。こういう通達を出しますかよろしゅうございませうか。差しつかえのないものならばオーケー、いかぬものならば、これを政策案件としてここで審議する必要があると思ひます。

いま私の質問とはこれは脇道へ入つた問題ですけれども、通達といふものが国民の財産権に大きく作用する現実にかんがみて、少なくとも法律に定めのない場合は、いまは法律では審判所長が通達と相異なる決定をしようと思ひ場合は、国税庁

長官に相談せなければならぬと、こうあるけれども、審判官の問題についてはそういうことは書いてありません。いま細見局長が言われたことは法律には書いてない。だから審判官というものの独立性を最高度に認めるというならば、審判官は、通達があるとならうと、法律、政令によって判断をし、それによって異なる意見を審判所長に申し出ようとするときは、事前に審判所長に相談をせなければならぬという扱い方は、これは大いに問題があると思う。ぼくは頭が非常に鋭いものだから、したがってあなたの問はず語りに申されたそのことばによって、審判官、副審判官というものが実際独立して審判に当たることができるとか、非常に疑惑を生じてきた。というのは、少なくとも徴税吏員というものは通達に基づいて課税を行なっている。で、それに苦情を申し立てる場合は、本人が法律をいろいろ勉強して、この法律と通達とが食い違っているというふうな場合もあるであらう。そういう場合、審判官が法律、政令に基づいて一つの審決をまとめる事に前に所長に申し出なければならぬという事は、これは審判所の機能というものをいかにも国税庁そのものの内部機構に性格づけていくというきらいなしとは思ふ。附帯決議の精神が、第三者的独立機関にすべきである。大陸もヨーロッパもそうである。この現実を即して、いまの局長の答弁は適當ではないと思うが、吉國前局長は何と申されるか。

○吉國(二)政府委員 これはもう御承知のとおり、通達は国家行政組織法のもとにおいて行政の統一をはかるために訓令として出されるものでございませう。税務署が法令を適用するにあたりまして、人ごとと異なる解決をしてはならないという意味では、私は通達というものの機能というものはやはり法的に認められておられると思ふけれども、これが第三者に対して客観的な拘束力を持つものとは考えておりません。ただ税務署の解釈というものが統一されておる、したがって、具体的な場合に、その通達は適用性がないという判断を下した場合には、納税者みずからその判断に基づいて申告を行なうことが当然あり得るし、またそのうであるべきだと思ふのです。したがって、これに対する税務署側の更正があり、これに対する不服申し立てがあった場合には、審判官はその当否を判断し、したがって、もし通達と異なる解釈のほうに正当であると思ふならば、それによって決定をした場合には、本来の法律の趣旨に基づいて審判所長に申上ると申しますか、連絡をいたしまして、審判所長が法律上の手続をとるべく措置する準備をすべきものであると思ふ。したがって、地方の首席審判官には審判所長の権限が一部委任をされまされけれども、その委任をされた部分について決定をした場合であっても、みずから国税庁長官に申し出をする権限がございせんから、その決定内容を審判所長に移送をいたしまして、審判所長が国税庁長官に同意を求める手続をとるべきことは、これは当然かと思ふ。そういう意味で細見局長が申したものと私は了解をいたしております。

○春日委員 法律はそういうふう書いてありません。君らは勉強不足かと思うが、法案の九十八条第一項及び第二項によると、国税不服審判所長が審査請求による裁決を行なう、その裁決をする場合は担当審判官及び参加審判官の議決に基づいて、ということになっているわけなんだ。だから審判官が法令に基づいて裁決をしたときは、その通達にどうあらうとどうあらうと、その審判所長はそれについて異議を申し立てることはできない。これは通達に違反しているなと思つたところで、その審判官たちが合議の結果、これはこうせなければならぬ、この通達は行政執行上、あやまちなく統一のためにその執行を期するために一個の基準というものが設定されたのだが、その事案についてはこの通達そのものではない、こういうふうな判断をしたときには、審判官は合議によってその裁決案をつくる。そうすると審判所長はその裁決案に基づいてのみ裁決することができるのであつて、そんな細見君が言うように、これは

は通達違反をしておるからいかぬなんということでは言えないはずだ。法律は「基づいて」と書いてある。「基づいて」ということは、変更することではないのである。ぼくはこの間、大学法において、文部大臣は学長の申請に基づいてということと、この「基づいて」をあらゆる角度から調べたのであるが、その変更の余地はないのである。だから、大島君たち、将来この審判所の責任者になられる諸君のために弁するのだけれども、審判官諸君が、これはよろしい、法律、政令、すなわち国民に対する拘束力を持つものはこの二つのものでしかない、いま吉國長官も言われておるやうに。通達というものは国民に対して拘束力を持たない。だから法律、政令に基づいて審判官が判断をし、この事案については行政執行の統一基準に当てはまらないと考へたとき、すなわち通達に反する、あるいは通達と相異なる裁決をせなければならぬと彼が考へたときには、それに基づいて裁決案を議決し、そしてこれを審判所長に申し出るのであつて、この参加審判官の議決にして通達の趣旨と相異なる場合においては、参加審判官は審判所長に申し出てその承認を得なければならぬ。いとかんたかというところは書いてないのだから、「基づいて」ということは、全くそこに独立性、自主性というものを最高度に認めておるのだから、私が言つたやうなことでなければならぬと思うが、どうですか。

○吉國(二)政府委員 いま私が申し上げた趣旨も同じであると思ふ。裁決をいたしますには合議に基づいて行なう。その場合に、通達等と異なる裁決をしようとするときには国税庁長官に申し出をする。それは審判所長がやるわけだ。したがって審判所長は、その合議の結果が通達と異なるものであると判断したときは、その手続をとらなければならぬわけでございます。私はさつきちよつとこまかいことを申しましたのは、地方の首席審判官には、裁決の権限を国税庁所長の名において行なう、その権限委任を行

なり予定でございますが、その場合に、地方の首席審判官は、もしその合議体の決定が通達等と異なるものであるという場合には、これを審判所長に申達をして、審判所長が本来の裁決をそこで下さなければならぬ、それを下すにあつては当然国税庁長官に申し出をいたす、しかし審判所長はもろろその地方における合議の結果に基づいて裁決を行なう、その裁決を行なうにあつて手続上、国税庁長官の同意を得ることをなさなければならぬ、こういうことを申し上げたわけでございます。

○春日委員 お互いにこの辺は疑義を残さぬやうにしておきましようね。これは全く直ちに作用する問題です。

いま吉國長官が言われたのは、審判所長が通達と相異なる裁決を行なうとする場合は長官と合議しなければならぬ。ところが審判所長が裁決を行なうとするその時点は、その前に合議によって、その参加審判官が通達と相異なる裁決を必要とするという議決を経て審判所長へ持つていってやる。すなわち、審判所においてはそれが過去完了しておる事柄なんだ。だから、審判所長はこれを受けて、これは通達と違ふというときに、初めて長官のところへ、違ふがどうしよう、こういうことになるわけだ。わかりますね。だとすれば、審判官が通達と相異なる裁決をしようとするその時点は、審判所長が国税庁長官と合議するかしないかという、そういう条件が成立してない段階なんだ。その条件がまだ胎児であつて生まれてないわけだ。だから審判官になる者が通達と相異なる裁決を合議によって行なう、議決をしようと思ふときはかつてにやれる。やつてこれでは通達と異なるなと審判所長は思ふわけだ。なぜかならば、審判所長はその合議された決議に基づいてのみ裁決することができるのだから。そこで初めて所長が長官のところ合議におもむくのであつて、審判官がそういう決定をしようと思ふ段階においては、所長についても長官についても、その問題については何一つ容喙する権限というものは

ない予定でございますが、その場合に、地方の首席審判官は、もしその合議体の決定が通達等と異なるものであるという場合には、これを審判所長に申達をして、審判所長が本来の裁決をそこで下さなければならぬ、それを下すにあつては当然国税庁長官に申し出をいたす、しかし審判所長はもろろその地方における合議の結果に基づいて裁決を行なう、その裁決を行なうにあつて手続上、国税庁長官の同意を得ることをなさなければならぬ、こういうことを申し上げたわけでございます。

ない、法律どおり読めば、この点どうです。

○細見政府委員 私が発言がいろいろ議論されておりますので私から言わせてもらいますと、確かに内部的にこの合議を成立させる過程におきましては、参加審判官それぞれが自分の良心と信ずるところに従って議決に参加するわけでありまして、それが結果的に従来の慣例とかなり違った解釈になり、あるいはまた通達と異なったものになる——ただその場合も、通達がカバーしておらないような、つまり通達でいろいろ列挙してありますような条件と違った条件の場合は必ずしも通達に反するということにはならないと思いますが、そういうような事案が出ましたときに、これが対外的に審判所の裁決となるのには、御承知のように審判所長の名をもってするわけでありまして、その段階で審判所長は、これは従来の通達あるいは従来の慣例と異なるということでありまして、そこで審判所長の判断で国税庁長官に申し出る。したがって、長官は議決を尊重して国税審査会の議を経て指示をするということになるわけでありまして、その意味におきまして、決定にあたっては全く独自であります、それが対外的に効力を発する前におきまして、これだけの手續が内部審判と申します、国税行政の統一、あるいは納税者万人に平等な行政を保証するという意味において、これだけの担保が制度として置かれておる、かように考えておるわけでございます。

○春日委員 なかなか回りくどいことを言うたけれども、要約していうならばよく言ったとおるか。ということは、審判官は合議する場合において法律、政令、そういうものに基いて審判をする。すなわち性格的には第三者機関なんだから。また望むらくは、方向はそうあるべし、将来は独立した第三者機関になすべきだ、こういう方向にあるので、したがって、そのような立場から冷徹に判断をするならば、法律、政令はもう厳に守らなければならぬが、通達については行政執行上の統一基準を徴税官吏に国家が、国家というより大蔵省、国税庁が示しておる、こういうものだから、その示し方がその事案にそのまま合致しないとか、あるいは合致しておてもその事案においては相異なるところの決定をしなければならぬと審判官が合議で議決した場合に、すなわち通達に反する場合といえども、その審判官は審判所長の指揮あるいは事前の承認、相談、こういうことをしなくてもよろしいものであると理解してよろしいね。それは当然でしょう。ちょっとあな言いたくない。そのとおりならもう一べん立つて言うてくれ。

○細見政府委員 春日先生の言われるようになると思ひます。

○春日委員 それならよろしいけれども、これは諸君も聞かれたとおり、通達と相異なるところの議決をなそうとする場合は、事前に所長にちよつと打ち合わせせんならぬということを見れば、言いたいのだから、したがって、これは重大な疑義だということをはるかに発見して、やはり第三者的なその機能の完べきを期するためにこの疑義を永解した、こういうことでこれは記録にとどめ、執行の中で万全を尽くしてもらいたい。

それでは、今度は身分保障の特例というやうなものをこの問題と関連してどのように配慮されておるか、これをお伺いしたいと思う。

かりにその審判官が国税不服審判所長の指揮監督を受けず、独立して職務を行なうことができることとされた場合、それを制度的に担保するためにはやはり審判官には一般の職員よりもより強固の身分保障といふものが必要になつてこないか。裁判官の例等もございしますけれども、やはり上司とおぼしき所長といふものに個々の問題について指揮も受けない、またその問題については監督も受けない、全く独立した裁判官的地位であるといふことであれば、裁判官に対する身分保全の措置がとられておることを想起して、これら審判官に対してもそれと同様の、あるいはそれに近い何らかの担保が必要であると思ひますが、この点どのように措置する方針であるか、長官より御答弁を願ひたい。

○吉國(二)政府委員 国税審判官につきまして特別の身分保障を行なうということはいへん望ましいことだと私も思ひます。ただ、いまの一般の行政の立場におきましては、一般職の公務員は一般的の身分保障があるだけでございします。これは公正取引委員会の審判官、海難審判庁の審判官、特許庁審判官等においても同じでございまして、特別の身分保障を今回どうも取りつけるといふには至らなかつたわけでございします。将来この点についてはなお検討の余地があると思ひますけれども、現在の機構においてはちよつと困難であるというのが事実でございします。ただし、人事権その他につきましては、現在国税庁長官から審判所の所員に対する人事権について相当な委任を行なうという検討をいたしております。それを通じて実質的な身分保障と申しますか、地位の安定をはかり得るということも考えなければならぬ、かように考えておるわけであります。

○春日委員 はたせるかな、この問題については昨年の審議の過程において、附帯決議第四項目の中に明示されております。なお長官からただいま御答弁のありまじやうに、これはすみやかに何らかの措置を講ずる必要があるであらうと述べられておりますが、はたまたもって、審判官が公正にその職務の執行ができるという体制を確立するために、何としても身分保全といふことについて特別の措置が緊急に講じられますやうに、できるならば第四項の附帯決議をもう少し濃縮して政府に注意喚起することが必要であると思ひますので、願わくはこの問題については、法の修正はこの段階でむすかしゅうございませうから、各党の理事に要請いたしまして、この附帯決議をもう一段と強めていただくことを要望いたしておきたいと思ひます。

では、この問題はわれわれの期待と政府の方針とが大体同じ方向であることによつて了解をいたしまして、次はこの審理方式といふか審理原則といふか、この問題についてただしてまいりたいと思ひます。

現在の国税通則法によりますると、行政不服審査法二十五条の「審査請求の審理は、書面による。」というところで「ただし、審査請求人又は参加人の申立てがあつたときは、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べた機会を」云々、こういうことになつております規定は、現在の租税にかかると、これはすなわち書面審理主義がとられていくものと理解すべきか。それとも、今度のこの法律の条文を見ますと、八十四条には「異議審理庁は、異議申立人から申立てがあつたときは、異議申立人に口頭で意見を述べた機会を与えなければならぬ。」という新しい条文が設定されております。したがって、従来のままでいけば書面審理というところに重点が置かれておるやうな印象だが、今度はこの八十四条の設定、これは協賛団令第五条がふえんしておるものかと思ひのだけれども、すなわちこれは口頭審理の方向へ重点が移行したものと理解すべきか、この点はどうですか。御説明を願ひたい。

○細見政府委員 書面を主にし口頭で補足するといふ考え方を。

○春日委員 はたしてそういうふうな断定すべきかどうかということですね。これはいろいろと法案についてわれわれが研究を進めてまいりますと、最高裁の田中二郎判事の租税法の書物をお読みになつたと思うのだけれども、行政不服審査法の二十五条は冒頭宣言的に「審査請求の審理は、書面による。」と書いてあるんだ。だから書面審理というものが重点に置かれて、補充的な審理として口頭審理というものが従属的に認められておつたんだよ。ところが租税の苦情処理については、この協賛団令第五条で、協議官は合議に付さ

れた事案についてみずから必要な調査に当たり、さらに原処分に関する事務に従事した職員及び不服申し立て人に意見陳述の機会を与えなければならぬと、こういうぐあいに書き出されたことによつて、この行政不服審査法二十五条の宣言というものは、すなわち書面審理の原則というものは口頭審理の原則に移行したものである。そしてこの租税の苦情処理にあたつては、口頭審理が重点であり、補充審理が書面審理である、こういうぐあいに解すべきだとこの田中二郎君は言つておられますが、この点はどうか。この八十四条では書面審理のことに触れないで、口頭審理をここにもつぱら明定したてゐる。このことは、口頭審理すなわち当事者本位の審理というところに重点が置かれておるものと解すべきであると思うが、この点はどうか。吉國国税庁長官の意見をちよつと聞いてみたい。

○吉國(二)政府委員 法令の形態といたしましては、不服審査法の書面主義というのを正面から出さずに、異議申し立て人に口頭で陳述する機会を与えなければならぬという規定が設けられておるといふ意味におきましては、私はこの行政不服審査にいたしまして、ことに租税の不服審査におきましては、事案の内容に応じて必要な手続というものはそれぞれ分化してゐると思ひます。したがうとしまして、この法令の範囲内において、具体的に今後事案に即して一つの定型をつくり上げていくように行政慣行を訓致していくということが当面の課題であらうかと思ひます。書面主義から当事者主義に変わったというだけの法令の根拠も明確ではございません。しかし、その審理にあつたて当事者の意見を直接徴するということが必要なる場合があると思ひます。また、当事者の書面あるいは口頭による主張を裏づけるために質問検査権を行使する必要があるかと思ひます。いわばこの問題は、審判所が成立してから——現在の裁判所の審理自体も各種の法令とびたりと合わずに、それぞれの慣例ができておる、併合審理とかいろいろなことがいわれておるわけでございます

すが、そういう意味ではやはりこういう審判の機構というものを動かす原則というのは、実際の経験の中から最も妥当なものを選んで一つの定型化をはかるということをやつていくべきではないか。実はそのような考え方、審判所成立後各種の態様を考えながら法令の趣旨に即するように、法令の規定をそれぞれ生かしながら運用をはかつていきたい、これが私の気持ちでございます。

○春日委員 この法案の原案をつくられたのは長官が主税局長時代だったかな。どうですか。

○吉國(二)政府委員 さうでございます。

○春日委員 それで、私は特に関連しながら長官の答弁をより多く求める形になるのだが、行政不服審査法によつて、はつきりと、これは二十五条によつて「審査請求の審理は、書面による。」という冒頭宣言があるから、したがつて一般の不服審査は書面審理である。ところが、この法案では、あえて第八十四条において口頭主義というものが新しく宣言されておることにかんがみて、これは現行の審査請求制度に比べて口頭主義のウエイトというものがより大きくなった、こう見るべきものであると私は解釈せざるを得ない。ただいま長官は、法律が制定されたならば、実際に運営してみてもどちらにウエイトを置くかということを実情に即するようにしていきたい、こういう考えを述べられたが、それはとんでもない間違いだと思ふ。諸君、行政機関というものは、法律に基づいてのみ執行の権限を付与されてゐるのであつて、法律をどうでも自分かつて解釈するなどというがごときは言語道断である。そのような恣意は、官僚、行政機関にはゆだねられてはいない。法律の範囲内においてのみ行政執行が可能である。したがつてこの法律は、八十四条において、口頭主義にそのウエイトを加える、こういうことをここに明定しておるものである。だから、いろいろやつてみて実情に即したほうをとる、というやうな問題でなくして、これは口頭主義にウエイトを移行せしめておるといふ、そういう法意である。だとすれば、問題は、そこから政策内容に入るの

だが、結局権利救済の主義に徹するならば、すなわち、口頭審理にウエイトが置かれるということ、当事者本位の問題の解決に当たらなければならぬという、こういう運営の実態がそこから描き出されてくるのである。わかりますか、私の言うこと。

○吉國(二)政府委員 春日先生の法律解釈は定評がございますが、やや現在の解釈としては飛躍があるかと思つてございまして、第八十四条は「異議審理庁は、異議申立人から申立てがあつたときは、異議申立人に口頭で意見を述べざる機会を与えなければならぬ。」といふことをいつておりました。審理は口頭をもつて行なうべきものであるといふことまでは宣言しておらないと思ひます。また、書面審理原則も排除してあります。この法律の範囲内では先ほど私が申し上げましたように、この法律はかなりその点で、租税事案というものが多種多様であるために、審理のやり方についてはかなり自由な考え方をとつておると解すべきでなからうか。したがうとしまして、私が先ほど申し上げましたように、実際の運営にあつて最も正当なる方法をこれから編み出して、それを定型化するといふことが、私どもの努力として必要ではなからうかと申し上げたわけでございます。その一つの理念として春日先生の言われることは私もよくわかりますが、法律はさうではない……。

○春日委員 よくわかる——われわれ国会側というものは、諸君と同じように——諸君は行政機関であり、法案の原案を日本ではたまたま諸君が作成されておるが、アメリカなんかではわれわれが原案を作成する。こういう意味で、提示された案については、諸君が想像に絶するほどわれわれはあらゆる角度から勉強しておる。

そこで、いままたまばくが八十四条を強調したから、この八十四条は筋違いだと言つておるが、私の理論の骨子はこの八十四条ではない。協議団令第五條だ。協議団令第五條によると「前条第一項の合議体が合議を行うに当つては、当該合

議に付された事案について、協議官自ら必要な調査に当り、」そして終わりのほうに「当該不服申し立てをした者にその意見を述べる機会を与えなければならぬ。」とある。第五條といふこのものが設定されたことは、すなわち行政不服審査法第二十五條の設定とこの設定と違ふのですね。第二十五條は、書面審理ということが冒頭宣言にあって、その次にその口頭審理ということが書かれておる。ところが協議団令第五條にはいきなり口頭審理ということがうたい出されておる。だからこれに基づいて裁判をいろいろやつてみる、そのうすると結局はこの田中二郎最高裁判事がいつておるやうに、この第五條の法意というものは、すなわち従来の一般の行政不服審査における書面審理の原則をアフヘーベンして、そして口頭審理にそのウエイトが乗りかえられたものと解すべきであると述べておられます。そのことを述べておるのであつて、私は八十四条だけ言つておるのではない。この協議団令第五條と行政不服審査法第二十五條とあわせて見ると、片方には書面審理のことが書いてないのだ、協議団令第五條には。片方にはそれが冒頭宣言に書いてある。ところが特別法的な性格のものではそれがこう入れかわつておるから、すでにして現行の協議団制度のもとにおいても書面審理よりも口頭審理の方向へ——口頭審理とはすなわち権利救済の方向へ、その精神が移行しておるものと解すべきである。だから協議団令第五條を受けてこの法律はさういふやうな構成になつておるのだ。だから協議団の運営は、すなわち、法律だとかあるいはいろいろな法規の關係もあるが、とにかく不服申し立て人本位の問題の審理に当たるべきである、ここが落ちなんです。この点はどうかでございますか。

○細見政府委員 協議団令で運営いたしておりましたときには、春日先生御承知のやうに、行政不服審査法第二章は排除しておらなかつたわけでございます。したがつて、書面審理が原則だといふものがある中で協議団令が新しく——こちらは御承知のやうに政令でございます。片方は法律でこ

ざいまして、そういう意味では協議団運営の精神をうたう、その運営の精神が新しいものであったというところは田中先生がいわれるように……。でありまして、今回の通則法におきましては、その新しい精神をいわばそのまゝうたい込んでまいっておる、そういうわけでございします。

○春日委員 したがいまして、行政不服審査法は書面審理が原則。それからこの国税通則法による国税不服審判におけるその審査のあり方は口頭審理、口頭により大いなるウエイトを置くべきである、かくのごとく解し、したがって、具体的には不服申し立て人本位に問題の処理に当たるべきものである、こういうぐあいに結びつけていくべきものと思うが、この点はいかがですか。

○細見政府委員 本案の審査にあたりまして、国会の皆さんの御意見がそういうことであったというところは、今後の運営にそういう精神を生かしていくべきだと思いますが、法文上、その字句どおり解すればどうかといわれれば、先ほど来私どもが申し上げておるとおりだと思います。

○春日委員 では、特に書面審理の行政不服審査法の第二十五条の精神がこの国税審判所の運営にあたって堅持されなければならないという積極的根拠は何か。

○吉國(二)政府委員 書面審理を主とするというたてまえで運用するとは、私どもは考えていないわけでございます。むしろ、書面審理が原則であるとは考えず、書面審理、口頭審理、さらにそれを裏づける調査、こういうものを最も的確に組み合わせまして、いわゆる真実の発見を通じて権利救済というものを全うするということが必要であろうかと思ひます。したがいまして、書面審理を必要とするということは、仰せのとおり今回の改正でそれが含まれていることはないのではありません。

○春日委員 さすれば、田中最高裁判事の解説書の中に立てられておる意見、すなわち、協議団令第五条なるものの法意は、行政不服審査法第二十五条の規定を排除とまではいわないまでも、書面

審理重点主義から、この租税の不服審理にあたつては口頭審理の方向へウエイトが移行しておるものであるというこの理解は間違つてはいない、すなわち、第五条を受けて現行のこの改正がなされておる、こういうぐあいに理解してよろしいか。

○細見政府委員 現状は御案内のように、この種の審査事案というのは主として書面が、特に税の事件などにつきましては物証が非常に大きなウエイトを占めるというようなことで、この辺を主にして運営されてきております。そういう現実を踏まえまして、立法論として口頭弁論主義といひますか、口頭による申し立てにより重点を置いて審理していくべきだといふのは、いわば立法論としての価値判断でないかと私は思ひます。

○春日委員 そのような価値判断は間違つておるのですか、正しいのですか。

○細見政府委員 いずれのほうがいいとか悪いとかいうことでなくて、やはり真実の発見にどちらがより有効であるかという観点で判断していく、その中には確かに書面を作成するのが非常に困難である人とかあるいは非常に困難な場合に、口頭でもってやったほうがより簡便であり、より効率だといふこともあろうかと思ひますから、時運の進歩としては、そちらの口頭弁論というふうなものにより重点がかかってくるような運営というものに、だんだんそうなっていくのではないかと思ひますが、いまこの段階でどういふふうになるかといふのは、私どもはちょっと予断できないのであります。

○春日委員 こういうような石頭が存在するといふことを私は憂慮するあまり冒頭の質問、すなわち先日の質問で、行政救済があるいは権利救済か、あんなにも時間をかけて論じ合つたわけなんです。ところが結論として、この方向に踏み出したことは、すなわち、現在の協議団制度というもののが純然たる行政救済と断すべきものである、これでは適當でないから、したがって、この際、権利救済についての濃度をさらに強めるために、不完全とはいひながらこのような国税不服審判所

の機関というものを新しく設置する、こういうことになったのだ。だとすれば、私は特に国税庁長官に要望したいことは、すなわち、行政救済ではなくして、これはもう権利救済への一歩を踏み出したのだ。だとすれば、いま主税局長が述べられましたように、まずいろいろとそのような救済を求めるときには、本人の言いつつというものがあつてあらう。ことに、三年、五年をさかのぼるといふようなときに、銀行の期首における財産証明をせよといつてみたり、その残高の証明をとつてこいとか、あれだこれだといふような書面がそろわなければ、証拠がないので立証できないといふようなことで、本人の権利救済というものが不完全になつてしまふ。だから、その口頭審理というところへ重点を置く。このことは当然の事柄として履行されなければならぬと私は理解するけれども、この問題が結局は法律家の解釈やわれわれ政治家の判断ということ、なおいさめてつかみがたいといふような現状に即して、私がここで結論として、今後の運営の中で要望しておきたいことは、すなわち協議団令第五条の精神をそのまま受け継いでいるこの審判所、すなわち協議団令第五条そのものがすでにして口頭審理へのウエイトを移行せしめておる、第五条の設定であるといふような、裁判所の権威ある裁判官のそのような意見等をも十分尊重して、かつは私のごとき、この徴税行政の日本における最高のベテランがかくのごとき意見を立てた以上、これを十分尊重して今後の運営に完べきを期せられるように強く要望しておきたいと思ふ。

それから次は、不利益処分の問題についてお伺いをいたしたいのであります。現在の不服申し立て制度では職権審理がたてまえとされておる。したがって、審査庁は、不服申し立て人が主張しないところの問題についてもこれを審理することができ、不服申し立て人の提起しない証拠も取り調べることができ、こういうぐあいに現在の制度は理解されますが、今度の改正ではこれはどうなんですか、まずこの点からお伺いをいたしたい。

○細見政府委員 法律のたてまえといたしましては、職権によつて審査官に調査権が与えられ、調査をいたして決定するといふことになつておりますから、その意味では、審査官が適正な所得を発見するために必要だと思はれる限りについて調査ができるたてまえになつております。

○春日委員 そこで、そのようなたてまえと、この第八十三条第三項で、最後に、「ただし、異議申立人の不利益に当該処分を変更することはできない。」とありますが、この関係はどうなりますか。

○細見政府委員 その所得の存在あるいは大小を争ふものにつきましては、棄却あるいは却下といふような、主として内容に至つたものは棄却あるいは審査請求の容認という形になるわけでありまして、ここにあげております不利益処分というのは、そういう処分の内容としての不利益ではなくて、たとえば徴収猶予を六カ月申請しておつた者について、それを三カ月にするとかいふような、そういう意味での不利益処分でありまして、所得の大小、それが納税者の利益不利益になるという意味においては、それは裁決の内容といふことになるわけでありまして。

○春日委員 それではもう少しはっきりと聞きませんが、増額更正決定をすることができずか。

○吉國(二)政府委員 審判所としては増額更正はできません。つまり審判所のでき得る処分というのは、原処分の全部または一部の取り消し、また請求の棄却及び却下でございますから、新しい決定は一切できないといふことになつてます。

ただいま申しました不利益に変更することはできないといふのは二重のように見えますけれども、この不利益変更については、いわゆる所得の課税標準の異議以外に各種申請等の異議がありまして、その申請が出た場合に、たとえばいま申しました徴収猶予を六カ月やつてくれといふのを原処分は三カ月でやつてくれ—審査してみたところが徴収猶予の必要はないといつても三カ月

以下にしてしまふわけにはいかないということでございます。

○春日委員 そうすると、常識で考えて、不服申請人は自分の有利な材料を提供します。すなわち、自分の申し立てを立証するに必要なもの、書類の提示またはそのような口頭申し立てをするでしょう。ところがその境界の外、そのワクの外の主張しない理由における審査、あるいは不服申し立て人が提出しない証拠についての調査、そういう調査ができるかどうかの法意は、そのねらいが一体どこにあるのですか。

○大島説明員 もう釈迦に説法ですが、税の裁判なりあるいは税の審査請求というものは、税法のもとにおきます適正に計算された所得が幾らであるかというものが、これが国民として納税の義務があり、また国家として徴収できる税金であるわけでございます。したがって、税におきまする真正な権利の救済というのは適正な所得を見出すということにあるわけでありまして、そのための調査、これが職権主義といわれておるものでございまして、裁判におきましても総額を幾ら幾らというふうな決定する、そのために審査の段階で申し出ておいたものであらうとなかろうと、最後の口頭弁論まで書類の、証拠の提出ができるという裁判の慣例あるいは行政審査の慣例というふうなものは、やはり総額主義と申しますか、租税債務が全体として幾らあったかということ、それが正しいものであることが納税者の権利救済であり、正しい税額である限り、国民としては納税の義務があるというふうに觀念いたしておるからだと思います。

○春日委員 現実の問題として、そのような解釈としてどういうふうな觀念しておるかという問題は、ただ単に觀念しておるだけで、一体その執行の執行面はどうなっておるんですか。たとえば現在の協議団の制度では増額更正をしたようなことはあるのかないのか、あるいは調査の過程において脱税を発見した場合は、徴税当局にその問題を移行するとかいうような事例はあったのかない

かったのか、この点について御答弁願いたい。

○吉田(二)政府委員 現在の裁決もやはり同じように棄却、却下、一部取り消し、全部取り消しだけに限られておりますが、増額更正ということとは協議団を通じても行ない得ないということになっております。主として協議団が、非常な脱税、隠れた脱税を発見したる場合にどうするかという問題、これはなかなかむずかしい問題でございまして、やはりこれはすべて常識にかかると思いますが、軽微なものを一々洗い立ててするのとはしたして権利救済として妥当かどうかという常識論もあるうかと思ひます。実際の協議団の運営におきましては、できるだけ当事者の申し立てを中心にして、できるだけ当事者の申し立てを中心にして審理をするという態度を深めてまいっております。結局、真実の所得とは申しまして、その真実の所得というものは相対的なものである、いわば神さま以外はその手続で確定するよりほかはないわけでありまして、その場合に確定するにあたっては、材料をどこにしろるかというやり方——当事者の主張にできるだけしほるといふやり方でやっていると、これは権利救済としては十分考へ得るやり方でありまして、そういう意味では、現在できるだけ当事者の主張のできる範囲で審理をしていくという態度をとっております。それが基礎概念ではない。しかし今後の運営においてもその考え方は踏襲されるべきであるという考え方で進んでおります。

○春日委員 従来のものでは足りない、足りない面は何か、すなわち権利救済という面が足りない。足りないといふことを足るようにするためには、従来の職権主義ですね、このあり方ではその足りない分を補充することはできない、このような理解の上に立つてこのような法の改正がなされる。したがって改正の法意は、結局はその職権主義から当事者主義的な方向へ持っていくかなければならぬ、こういうところにあるわけですから、結局その目的を達するために手段はそれ一つしかないんですね。いままでの職権主義では、そういうことはやらないで来た。しかしやらない歯どめ

は何であつたかといふと、それは行政の裁量権というか、単なる常識といふ長官は言われたけれども、その程度のものですね、歯どめとしては。法律的な根拠はなかつたわけですよ。ところが今度もない。今度もないといふことになりまして、特にこの制度が新しく改正されるその改正の法意といふものに対する担保といふものがここにないわけですね。ただ一つ、その担保になりそうなのは、あす付せられようとする附帯決議にしかすぎないものである。こういうものですか、この点については納税者の権利救済の面をいよいよ重視するならば、とにかくにもその不利益処分にあつたようなことのないよう、職権調査の限界においても、本人が望まないような書類の提示を求めるとか、あるいは関係取引先を職権によつてどんどん調査するとかといふようなことのないように配慮せられるべきものであると思うが、この点について大島候補者の御見解、抱負はいかがですか。

○大島説明員 私、審議官といたしまして、大臣から不服制度についての検討を命ぜられておりますので、その立場において御返事いたします。

ただいま御質問の点は、毎々長官から申し上げておりますように、争点主義といふことが法律上は明記されておられませんけれども、今後の運営にあたりましては、もっぱら争点主義に近いような態度で運営をやっていくということが適正ではないかといふふうに考えております。なお、法律上明定はされてないものでありますけれども、何と申しますか、従来と違ひます点は、答弁書の提出が強制されているという点におきまして、その意味では当事者主義に一步近づいているといふことが言える、そこは一つの大きな改革点ではないかといふように考えております。

○春日委員 不利益な調査あるいは本人に不利益な資料の提出、こういうものは求めないように行致指導があつてしかるべきだと思ふが、その点はいか。中川君、一べんやってみよう。

○中川政府委員 前からこの問題は相当議論をされておるようであります。法律上のたてまえからいくと、その人の所得が妥当であつたかどうかといふことに重点が置かれておるようでありますけれども、実行面では、いま審議官が答弁しましたように争点主義、問題となつた個所だけに限る、それでそれ以外のことについて調査をしつゝ意地悪なことはやらないといふことが原則のようでございます。ただし、それじゃ全くやらぬのかといふと、やつてゐる過程において重大な脱税があつたときに、これを見のがすということも、役人としてあるいは日本人として許されるものではないといふ程度であります。決してその過程においては、それ以外のものをつとめてさがすといふことはやらぬといふことは、ずっと答弁の中から聞いておりましたうかがえるところであり、そうなるであらうことを信じております。また附帯決議にもその趣旨がございまして、これは大蔵当局としても、この附帯決議を末端にまで熟知してやるという、おそらく前の大蔵答弁もございまして、今度附帯決議ができましたならばそういう趣旨でやつていきたい、このように思つております。

○春日委員 これは副大臣、貴殿はちよつと大蔵省にアルバイトに行つておられるが、実際問題として、次官が済めばわれわれと一緒にすわらなければならぬ。これは重要な問題なんです。官僚対国民、こういう立場で問題の判断を述べてもらわなければ、国会を代表して君を政務次官として大蔵省へ送り込んでいくことの意味がなくなつてしまふですね。だから私は申し上げるだけども、とにかく当事者主義といふ考え方と職権主義といふ考え方では、一分八間に非常に開いてくるんですよ。そういうものが職権を行使して銀行を調べる、取引先を調べる、あの資料を出せ、この資料を出せといふようなことを言ひ出したら、これは結局、やぶをつついてへびが出てくるというやうなことにおそれなして、ほんとうに権利救済の機能といふものは果たすことは實際できなくなるんだ。それはばくだつて日通事件なんかも知つていますよ。知つておる。聞けばなおさら

びつくりするようなことばかり。けれども、われわれはそんなことばかり論じておるわけではないのです。ただ職権行使の過程において行政裁量権を行使して、と言ったところで常識ということになる。たいしたことを言ったところで、そのたいしたという額はどれだけか。三億円の査定額のものに十億円はたいしたものじゃないかもしれないが、百万円の課税額に対して十万円と言ったら、これはまたたいしたことになる。たて、そういうことだから、原則というものを、たてまえというものを、これは非常に重大な問題なんです。すなわち、職権主義というものとそれから當事者主義というものの分かれ目は、これはこの国税不服審判所の性格それ自体の分かれ目になってくるんですよ。そういう意味で、不利益処分はない。しないのであるならば、そのようなおそれのあるような職権調査は、これは厳然として、たてまえとしてこれを差し控える、こういうぐあいに指導していく、こういう御答弁があつてしかるべきであつて、常識上考えて、巨大なものを発見したら、それを見のがすなんて、実際問題の話が、少なくとも国会議員がたづねたことを言うはずがない。やはり公正でなければならぬ。われわれは正義の味方月光仮面、そんなようなものだ。そういう意味でこの問題については厳然として、すなわち事件主義、事案主義、當事者主義、こういう方向へ脱皮すべきである。そういう方向でこの運営の完べきを期し、その法意をぜひとも生かしていく、こういうぐあいに御努力願いたいと思うが、中川政務次官の御意見を伺つておきた

い。

○中川政府委員 春日委員の御説、まことにごもつともだと思ひます。私もアルバイトの最中で、やがてあと何カ月か後にはそちらに回る身でもあります。いついつまでの責任は持てないといひました。この答弁を通じて争点主義に徹底すべきものであるということだけははっきり申し上げて、「厳然」ということは春日委員の御要求がありました。そういう気持でこの法

案を取り扱つていくようにしたいというふう

に思つております。

○春日委員 申し上げておきますが、いづれ明日この附帯決議が議題として上程されるのでございませうが、便宜上ここに朗読をしてその趣意を明らかにしておきたいと思ひます。

それは、貴殿のほうの党も賛成されて、ここには「厳然」とは書いてないが「厳」と書いてある。「厳に銘記の上、納税者の正当な権利救済の表現に努めること。」というぐあいに書いてある。まあ「然」の字がないのはなんだけれども、ないほうが強い。したがって、担保になるものは、いまの質疑応答の経過に徴しても明らかでない。ただ担保になるものはこの附帯決議の第二項第二段、これ一つしかない。したがって、この附帯決議をよくひとつ法律の施行にあたつてはあやまちなきを期せられるよう強く注意を喚起いたしておきます。

最後は、白色申告者に対する更正の理由付記の問題についてお伺いをいたしておきたいと思ひます。青色申告については、更正する場合はその更正通知書に更正理由を付記せなければならぬが、白色申告にはその必要がない。これは法人税法、所得税法ですか、こういう定めがある。このため、せつて不服申し立て制度についてここに改善措置が講ぜられようとしたところ、しかし白色申告者は更正処分を受けた場合、どういう理由でこの更正を受けたのか、なぜ否認されたのかわからぬ。したがって、不服申し立てをしようと思つても、このよりどころがないというか、手がかりがないというか、はたと困るではないか。このよう

な状態では不服申し立て制度が生きて働かないことになる。国民は法律の前に平等である。したがって、青色であらうと白色であらうと、この国税不服審判所のウェーバーを同じように均等に受けられるようにこれは何らかの措置をとらなければならぬと思ひます。したがって、私は、今度この法の改正ができたということは、新事態がここに発生した、新しい国家機関がここに設置

されて、国民はひとしくこの不服審判所に不服の申し立てをすることができるようになつてきた。ところが白色申告者については、不服申し立てをしようと思つても、その更正決定があるいは否認がどういう理由だということがわからぬ。税務署が更正決定書をほんと郵便でよこすだけで何にも書いてないから、それでどの点にどういふ不服があるのか書こうと思つても書けないじゃないか。だから、私は、この際これはその所得税法の法人税法を改正することができなければ、何らかの附帯決議でこの白色申告に對しても、更正を行なわんとするときはその理由を付記することができるよう措置をとる必要があると思ひます。この点はどうかと思ひます。

○細見政府委員 御承知のように、青色申告につきまして更正するときには、青色申告というの原則として正確な記帳をしてもいい、その記帳によつて正確な税額が計算できるということでき

ておる帳簿、それを記載しておる納税者について否認、更正の決定、つまりその人の税額と違ふ税額を決定しようというわけでございますから、青色申告については特に更正の理由を記載するようになつておる。ところが、白色申告の場合でありますと、帳簿その他が不備であり、また白色の中には、たとえば外人のような人もあるわけでありまして、およそのことは推定がつくにしても、かくかくというところはなかなか決定しにくいというのが実情でございます。そういう意味で、白色申告者に全部その更正の理由を付記するということとは、言うべくしてなかなか困難なことでありまして、白色申告者の実際の更正にあたつて——これはむしろ長官からお答えするのが筋かと思ひますが、たとえば個人の場合でありますと、納税の相談その他に行つていただくわけでありまして、どこが見解の食い違いかというの、先ほど来の先生のお話のように、まさに口頭による話し合いがある行なわれておるかと思ひますので、そういうことによつて、納税者のほうもおよそどういふことが更正されたかということはおわかりの

情ではないか、かように思つております。

○春日委員 長官の答弁、あわせてお願いします。

にその積極的な理由をお示し願いたい。

○吉國(二)政府委員 これは春日先生が言われたとおりでありまして、青色申告というもので帳簿、記録を明らかにしたものは、それを理由なしに更正できないという制度をとっておるというところに、理由付記の原因があるわけですね。本来ならば理由付記というのは考えられていなかった。申告納税制度も昭和二十二年に実施されております。それを改善する道として、シャッブが来て、青色申告制度を設けたわけでございます。

○春日委員 それでは、さらに砕いて言うならば、理由が付していただけたら青色申告になれということなのか。

○吉國(二)政府委員 たいへんぶしつけに申しますと、さようなことになるわけでございます。

○春日委員 青色申告を普及する手段としてそのような制度を設定するということは、言うならば、これはしゃくしであてがうというやうなやり方なんです、まますじめめのようなやり方なんです。国民は法律の前に平等なんだから、現在制度として白色申告制度が認められておる。好ましくない制度であるならば廃止すべきである。全部青色申告の条件はこれこれこういふふうにとなすべきである。ところが税法上白色申告が認められておるのですよ。しかも、ただいま私が申し上げたように、国家権力を行使するにあたっては、それぞれの根拠がなければならぬ。その法律の根拠もある。だからそれを書けばいいのだ。書けばいいが、書いてやらないぞ、書いてもらいたかったら青色申告になれというだけのことなんだ。青色を普及する手段として、国民の基本的人権をかくのごとくに大幅に侵害するといふこの法の設定のあり方、制度のあり方、こういうものは正しいと思われぬか。いかがですか。これはすみやかに改正を必要とすると思う。すなわち、一方において法人税法、所得税法を改正して、白色申告に対してはその更正の理由を付記しなければならぬ、こういうぐあいに改めるか、それとも白色申告そのものを全面的に廃止してしまうか、何らかの措置

をとって——制度として認められておるその制度を活用しておる国民に対して、そのような差別的待遇を与えるということは、その法そのものの立て方が、国民は法律の前に平等の原則というものを逸脱しておる立法であると思う。まさに違憲立法と断すべきものだ。いかがですか。

○吉國(二)政府委員 法律は白色申告と青色申告と二種類の申告を認めておるといふ制度ではないのでございませう。申告のうちに特別な努力を行ない、特別な制度を自分で設けた者が青色で出し得るときめておるわけですね。青色を出し得た者に対してはこれだけの措置がとられるという構成でございませうから、何ら違憲ではないということになるかと思ひます。

○春日委員 ならば、ますます問題はだめになってくる。ということとは、基本的なあり方というものは白色でいいのだ。特別にさういふやうなことをやつた者についてはさうだあだ、さういふことになつておる。ならば、基本は白色なんです。所得のある者は課税するのだから、自分の所得がこれこれだといつて自主的に申告すれば、それで法律はよろしい。それがいかぬ、それが間違つておるというならば、その理由を付して、本人に、これは違ふのだという更正決定をする。何をためらうか。どこが不合理であるか。国家が、国民の基本的人権として自主的に申告する申告納税制度——現在の制度は申告納税制度でしょう。賦課徴収であつてはならぬのでしょう。昔は代官、庄屋が百姓、町人に対して、おまえ税金をこれこれと賦課徴収してきた。そのポリシーが踏襲されて、官僚国家においてさういふやうなやり方がなされてきたが、戦後日本が民主国家に脱皮するにあつては、まず財産権に関するこの徴税行政を申告納税制度に改めなければならぬと、あの有名な換骨奪胎的な大改正が行なわれたわけですね。だから、白色申告そのものがオーソドックスなやり方なんです。ところが、特別な恩恵を受けておるのだけども、しかし、その法の立て

方自体がおかしい。自分で自主的に申告したものの、その自主性を国家の権力によって変えようとするときには、やはりその理由を明示することはあたりまえじゃないですか。たとえば裁判、この間判例があつた。一週間ばかり前に、別件逮捕は違憲である、さういふことでしたよ。拘束するに

ついては、検束するについては、その理由が明示されなければならぬ。さういふやうな点からいへば、財産権に対して、本人の申告を間違つたものであると断定して国家権力を行使しようとするときに、その理由を付することは当然のことじゃないか。そんなことがなされていまいという点自体がおかしいではないか。この点は研究を要すべき問題だと思ひますが、どうですか。研究を要する問題ではないかと思ひます。実際問題として、ここで論じて、君のほうが一ノ門だと言へば、これはまたそれで終わつてしまふ。法律家として前国務大臣もここへ来ておるが、これは憲法法の原則に立つて、徴税行政のシャッブ勧告をもう一べん洗い直して、さうしていろいろ判断をし、今度新しい事態が、この国税不服審判所設置によつてさういふ客体があらわれてくるんだから、この機会に、その間違つたところを、これを正していくということとは意義があらうし、この国会でできなければ、次の国会の懸案として検討することも有意義であらう。私の意見が間違つておれば、その理由で私が納得すればそれでいいのだから。政策マンや法律家が検討されて的確な結論を出すということとは公益に合致すると思ひます。またこのやうな委員会にはさういふ責任が課されておると思ひます。願わくは、この問題については、委員長配慮で十分政策上のあるいはまた法令上、法理上の検討が加えられるやう適切な措置をとられることを要望いたします。

○毛利委員長 御趣旨のこと、善処すべく検討いたします。

○春日委員 それでは、いろいろと問題点がございませうけれども、相当時間を経過いたしました。いろいろな問題点については、明日、附帯決議そ

の他において十分趣旨がくみ取られることを強く期待いたします。私の質問を終わります。

○毛利委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたします。

次回は、明日水曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十分散会

昭和四十五年三月七日印刷

昭和四十五年三月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局